

青少年インターネット環境の整備等に関する検討会報告書

令和2年12月10日

青少年インターネット環境の整備等に関する検討会

目 次

はじめに	1
第1 青少年インターネット環境整備法をめぐる情勢	3
1 施行後10年間の青少年インターネット利用実態の変化	3
(1) 青少年のインターネット利用環境実態調査からわかる青少年インターネットの利用実態	3
(2) データ等からわかる青少年インターネットの利用実態	4
2 法の制定及び改正経緯	4
(1) 法制定に係る経緯	4
(2) 法改正の経緯	5
第2 法の施行状況	6
1 インターネットの適切な利用に関する教育及び啓発活動の推進等 ..	6
2 青少年が青少年有害情報の閲覧をすることを防止するための措置 ..	11
(1) 法第13条関係	11
(2) 法第14条関係	14
(3) 法第15条関係	16
(4) 法第16条関係	17
(5) 法第17条関係	20
(6) 法第18条関係	22
(7) 法第19条関係	25
(8) 法第20条関係	29
(9) 法第21条関係	31
(10) 法第22条関係	37
(11) 法第23条関係	39
第3 フィルタリングの普及見通しについて	41
1 フィルタリングの普及強化に向けたこれまでの取組	41
2 フィルタリング利用率の推移	42
3 上記を踏まえた今後の普及見通し	43
第4 今後の青少年有害情報の閲覧を防止するために必要な措置について ..	44
第5 青少年のインターネット環境に関する今後の課題	45
1 青少年に対する情報教育の今後の在り方について	45
2 青少年のインターネット安全利用について	46
(1) SNSに起因する青少年の性被害等の防止	46
(2) インターネット利用時間の長時間化に対する対応	46

参考資料

1	フィルタリング利用率低下の原因分析	48
2	検討会開催状況	53
3	報告書（案）に関する意見募集（パブリックコメント）の結果	55
4	検討会委員名簿	56

はじめに

インターネットは、世界規模で情報の発信、取得などを行うことができる有用で便利なコミュニケーション手段として、青少年をはじめ国民生活に広く浸透している。その反面、心身が未発達な青少年が閲覧するには望ましくないと考えられる情報もインターネットには数多く流通している。

インターネット利用の一般化はここ 20 数年のことであるが、インターネット接続機器の主流がデスクトップ型パソコンからいつでも利用可能な携帯電話などのモバイル端末に移行したことによって急速に進展した。他方で、青少年を有害情報から守るフィルタリングの利用率は、携帯電話が主流であった平成 24 年当時、電気通信事業者のネットワーク型フィルタリングの効果によって 60% を超えていたのに対し、スマートフォンが主流となった平成 26 年以降、ネットワーク型フィルタリングが Wi-Fi 接続やアプリ利用を前提とするスマートフォンでは十分に機能しないことやフィルタリング設定の複雑化などから徐々に低下し、平成 30 年には 30% 台となって、新たな対策が求められることとなった。

また、スマートフォンの普及とともに SNS に起因して青少年が犯罪被害に遭う事例も絶えず、その件数は平成 24 年以降、一貫して増加している。さらに、インターネット利用の低年齢化や睡眠時間を削った SNS のやり取りなどスマートフォンの過度の利用によって、青少年の生活面などに影響を与えることなどが懸念されている。

このような青少年のスマートフォンの利用に伴う問題があらわれたことを契機に、平成 30 年 2 月に施行された「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律の一部を改正する法律(平成 29 年法律第 75 号。以下「改正法」という。)は、令和 2 年 2 月 1 日で施行後満 2 年を迎えている。

改正法附則第 4 条には、「政府は、この法律の施行後三年以内に、新法第十三条から第十六条までに規定する義務の範囲の拡大を含め、青少年が青少年有害情報の閲覧をすることを防止するための措置の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。」と規定されている。これを受け、青少年のインターネット利用の現状や情報教育、法に詳しい有識者から構成された会議(青少年インターネット環境の整備等に関する検討会。以下「検討会」という。)は、法改正事項の有効性を総合的に判断するため、過去 10 年間の青少年インターネット環境の情勢や同法附則第 4 条以外の条文に関する関係者の義務履行状況、同法施行後の関係者の取組を含めて検証し、現状の課題を見極め、今回、以下のとおり、本報告書(提

言) を取りまとめた。

本検討会は、政府及び関係者が報告書を踏まえて、更なる青少年のインターネット環境整備への取組を着実に進展させていくことを期待する。

なお、本検討会は、この報告（提言）を踏まえて、今後講すべき具体的な措置について引き続き検討を行っていく予定である。

第1 青少年インターネット環境整備法をめぐる情勢

インターネットの利用環境は、急速な技術の発展や各種デバイスの普及、通信回線の発達によって、年々変化が伴い、諸課題の変遷も大きいことから、今後の方針を検討するうえで、まずは過去の環境や課題、置かれている現状を俯瞰し、分析する必要がある。よって、本項においては、内閣府で行っている青少年インターネット利用環境実態調査の平成21年度から30年度までの過去10年分の資料等から、時代の移り変わりや現状において抱えている課題などを浮き彫りにし、検討の素材とする。

また、青少年インターネット利用環境実態調査だけでは確認できない他のデータなども取り上げ、青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（平成20年法律第79号。以下「法」という。）の成立経緯や改正法に係る改正経緯に触れながら諸課題を概観する。

1 施行後10年間の青少年インターネット利用実態の変化

(1) 青少年のインターネット利用環境実態調査からわかる青少年インターネットの利用実態

ア メディアの変化

平成23年度頃まで、携帯電話によるインターネット利用率が高校生で9割を超えていたが、スマートフォンが青少年の間でも普及し始め、スマートフォンによるインターネット利用率は、30年度には約7割（10歳以上の小中高校生）に達し、インターネット利用のデバイスの主体は、スマートフォンへ変化した。

イ インターネットの利用目的

平成26年度から開始したインターネットの利用目的に関する項目では、コミュニケーション（SNS等）、動画視聴、ゲーム、音楽視聴が中心¹となっている。

ウ 携帯電話・スマートフォンの使用時間の増加

携帯電話が主体であった平成21年度は、使用時間の平均が約78分であったが、スマートフォンが徐々に普及し、26年度は約141分、30年度は約169分と約10年で、21年度比2.2倍程度に伸びた。

エ フィルタリングの認知、利用率

¹ インターネット利用目的に関する調査は平成26年度から開始されたが、年度によって順位に入れ替わりがあるものの、これらが高い数値を示している。

フィルタリングの認知率については、フィルタリングを「知っている」、「なんとなく知っている」と答えた回答者の合算値が、平成 27 年度 94.1%と最高値になっているが、自信を持って「知っている」と答えた回答者の割合は、23 年度の 73.5%を最高に 30 年度では、56.2%まで低下している。

また、フィルタリングの利用率は、携帯電話の利用が主体であった 24 年度の 63.5%を最高に、スマートフォンが利用の主体となった 30 年度では、36.8%まで低下傾向にある。

オ 家庭内のルール

家庭内のルールを設けている家庭は、平成 25 年度当時、保護者 67.0%、青少年 57.4%（ギャップ 9.6%）であったのに対し、30 年度は、保護者 74.2%、青少年 58.8%（ギャップ 15.4%）と親子間の認識のギャップが拡大傾向にある。

(2) データ等からわかる青少年インターネットの利用実態

青少年の I C T 教育については、平成 21 年 4 月から一部の小・中学校で先行実施された学習指導要領の総則に「各教科等の指導の中で、情報モラルを身に付けること」が明記され、児童生徒を「ネット上のいじめ」や「インターネット上の違法・有害情報」から守るため、情報化の影の部分への対応として、他人への影響を考えて行動することや有害情報への対応などの情報モラルをしっかりと教えることが重要²であるとされたことから、以降、情報モラルに重点を置いた教育が行われてきた。

平成 29 年 3 月に改訂された学習指導要領では、令和 2 年度から小学校、令和 3 年度から中学校でコンピュータを使用した論理的思考などを養うプログラミング的思考の導入が開始され、まさに、今後本格化する日本の I C T 教育の成果が、大いに期待される状況にある。

I C T 教育の水準が、世界に比べて低い位置にあるという現状を踏まえると、情報モラル教育以外にも、今後、あらゆる活動や職種においてコンピュータを活用することが求められる子供たちにとって、コンピュータを上手に活用していく力を身に付けさせるプログラミングなどの重要性が増しているといえる。

2 法の制定及び改正経緯

(1) 法制定に係る経緯

青少年に有害なインターネット上の情報の流通については、青少年に

² 文部科学省通知引用「学校における携帯電話の取り扱い等について（通知）」（平成 21 年 1 月 30 日付け）

与える影響を憂慮し、その対策が急務であるとの認識の下、平成 19 年に衆議院で参考人質疑が、自由民主党の青少年特別委員会、内閣部会、総務部会、経済産業部会などで検討が行われ、平成 20 年 1 月からは、民主党においても違法・有害情報サイト対策 P T で検討が進められた。

その結果、衆議院青少年問題に関する特別委員会の委員長提案により法案が提出され、法が成立した（平成 20 年 6 月 18 日公布、平成 21 年 4 月 1 日施行）。

なお、この法案審議において、「そもそも当該規制を青少年の大変な今の危機的な状況にかんがみれば、やむを得ず、せざるを得なかつたという状況でこの法律は制定をされているものというふうに解しており、一概に規制強化というものは考えていない。」旨の発言があった。

(2) 法改正の経緯

モバイル端末の分野においては、携帯電話の普及から始まり、スマートフォンやアプリの登場、通信回線の拡大などによってインターネットが普及した一方で、フィルタリングの利用率が低下傾向となる状況が続いたことから、フィルタリングの利用促進を図るために法改正が行われ、平成 30 年 2 月 1 日に改正法が施行された。

これまでの携帯電話インターネット接続役務提供事業者に対するフィルタリング提供義務（現第 15 条、旧第 17 条）に加え、改正事項として、携帯電話インターネット接続役務提供事業者と契約代理店に対しては、青少年確認義務（第 13 条）、フィルタリング説明義務（第 14 条）、フィルタリング有効化措置義務（第 16 条）を、携帯電話端末・P H S 製造事業者に対しては、フィルタリング容易化措置義務（第 18 条）を、インターネット接続機器の動作を直接制御する機能を有するプログラム（以下「O S」という。）の開発事業者に対しては、フィルタリング有効化措置・フィルタリング容易化措置を円滑に行えるよう、O S を開発する努力義務（第 19 条）を新たに課している。

また、改正法附則事項（附則第 4 条）では、施行後の 3 年間に第 13 条から第 16 条までに規定する義務の範囲の拡大を含め、青少年が青少年有害情報の閲覧をすることを防止するための措置の在り方に検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずると定めている。

第2 法の施行状況

法は、第3条において3つの基本理念を定めており、①情報教育などを通じて、青少年が「インターネットを適切に活用する能力」を習得すること、②青少年がインターネットを利用して青少年有害情報の閲覧をする機会ができるだけ少なくすること、③民間における自主的かつ主体的な取組が大きな役割を担い、国及び地方公共団体はこれを尊重することを掲げている。

この基本理念は、憲法に定める表現の自由に最大限配慮しながら、民間が主体的に行う青少年のインターネットの利用環境整備に関する各種施策の推進を国及び地方公共団体が支援していくということを示している。これを受け、法では各関係者に責務や努力義務、義務を課しているため、本項においては、それらの者の実行ベースの取組が有効に機能しているか多角的な検証を行い、改正法附則第4条に定める義務の拡大等を含めた必要な判断を行うこととした。

1 インターネットの適切な利用に関する教育及び啓発活動の推進等

本検討会では検証のために、関係省庁、団体である文部科学省、(独)情報処理推進機構(I P A)、(一財)草の根サイバーセキュリティ運動全国連絡会(G r a f s e c)からヒアリングを行った。

(1) 概要

本項では、インターネットの適切な利用に関する教育及び啓発活動の推進等に関して、国や民間団体の取組が法第3条に定める基本理念に沿った形で行われているか確認した。

(2) ヒアリングの対象者及び選定理由

本条に定める教育は、とり行う機関³や関係団体が多岐にわたり、それら全てからヒアリングなどを行うことは困難であることから、青少年教育の中核となる文部科学省や(独)情報処理推進機構(I P A)、(一財)草の根サイバーセキュリティ運動全国連絡会(G r a f s e c)からヒアリングを行うこととした。

(3) 検証のポイント

国や関係団体の行う教育に関する施策が実効性のあるものとして根付いているかどうか。

(4) ヒアリング結果

³ ここでいう機関とは、「国及び地方公共団体」をいう。

ア 文部科学省

(7) 新学習指導要領における情報教育・ＩＣＴ活用教育

新学習指導要領の中でプログラミング教育については、令和2年度から小学校、令和3年度から中学校、令和4年度から年次進行によって高等学校で実施される。この中で、情報セキュリティやプログラミング、情報モラル教育などを総称して情報活用能力と位置付けし、情報及び情報手段を主体的に選択し活用していくための個人の基礎的な力を養うための教育を行うものである。

小・中・高等学校共通のポイントは、情報活用能力を言語能力と同様に「学習の基盤となる資質・能力」と位置付け、また学校におけるＩＣＴ環境整備とＩＣＴを活用した学習活動の充実を明記している点にある。

小・中・高等学校別のポイントは、小学校においては、コンピュータによる文字入力など基本的な操作を習得するほか、新たにプログラミング的思考を育成する教育を行う。中学校においては、技術・家庭科（技術分野）においてプログラミングに関する教育内容を充実させる。高等学校においては、情報科において共通必履修科目「情報Ⅰ」を新設し、全ての生徒がプログラミングのほか、情報セキュリティを含むネットワークやデータベースの基礎等について学習する。

(イ) 情報活用能力の育成

情報活用の実践力である「課題や目的に応じた情報手段の適切な活用」、「必要な情報の主体的な収集判断・表現・処理・創造」、「受け手の状況などを踏まえた発信・伝達」を養うために、ＩＣＴの基本的な操作、情報の収集・整理・発信などのコンピュータを使用した文字入力、インターネット閲覧、情報手段の適切な活用などを実習する。

また、情報の科学的な理解である「情報活用の基礎となる情報手段特性の理解」、「情報を適切に扱ったり、自らの情報活用を評価・改善するための基礎的な理論や方法の理解」を養うために、コンピュータを利用した計測・制御の基本的な仕組みなどを実習する。

「社会生活の中で情報や情報技術が果たしている役割や及ぼしている影響の理解」、「情報モラルの必要性や情報に対する責任」、「望ましい情報社会の創造に参画しようとする態度」を養うために情報発信による他人や社会への影響等を考える情報モラルのための実習を行う。

(ウ) 具体的な施策、取組

教師用指導要領資料「情報社会の新たな問題を考えるための教材～安全なインターネットの使い方を考える～」を平成25年に作成、改訂版を27年度、30年度に発出した。

「ちょっと待ってスマホ時代の君たちへ」を小・中・高校生向けに作成し、平成 30 年度は小学 6 年生全員に配布している。また教育委員会に対しては、各 1 部ずつ配付した。

学校における今日的課題を踏まえた情報モラル教育の取組に資するため、教員等を対象とした実践等を含めたセミナーを実施し、平成 30 年度は 4 か所で開催（神奈川、大阪、長野、愛媛）して、275 名が参加した。

(I) 小括

文部科学省は、教育機関が行う情報モラル、セキュリティ、プログラミング教育に対する指針となるべき学習指導要領の改訂を行っているほか、それに付随する指導者用の手引きや児童・生徒向けのリーフレットを作成するなど、普及啓発に向けて必要な各種取組を行っていると認められる。

イ (独) 情報処理推進機構 (IPA)

(1) 団体活動の趣旨

(独) 情報処理推進機構 (IPA) は、絶えず変容する IT 社会の潮流や技術動向を大きな視野で捉え、社会課題の解決や産業の発展につながる指針を示していくとともに、情報セキュリティ対策の強化や、優れた IT 人材を育成するための活動に取り組み、安全で利便性の高い“頼れる IT 社会”の実現に貢献する団体である。

(i) 普及啓発活動

平成 30 年中のインシデント事例を基に 10 大脅威を選定し、脅威と対策について説明した冊子を作成した。また、平成 31 年（令和元年）中のインシデント事例についても、10 大脅威を選定し、令和 2 年 3 月に報告書を IPA のウェブページから公開した。

映像で知る情報セキュリティとして情報セキュリティ上の様々な脅威と対策をドラマで学べる映像シリーズ 27 作品の無料動画を IPA チャンネルから公開している。

小・中・高校生に情報モラルや情報セキュリティについて考えるきっかけを与える方法として、「ひろげよう情報モラル・セキュリティコンクール」を開催し、標語、ポスター、4 コマ漫画、書写で表現した作品を募集し、優秀な作品を表彰している。

若者層へのパスワード啓発の取組みとしては、平成 27 年 4 月から JR 原宿駅大型ボード 17 面に少女マンガ風看板を掲出した。

情報セキュリティの基礎的な知識だけではなく、リテラシーの向上を目指して、被害や事故にあった時にどのように対応すべきかを伝える「インターネット安全教室」を全国で開催している。

(イ) 小括

(独) 情報処理推進機構（I P A）は、本条の理念や国の指針を認識し、情報セキュリティや情報モラル教育に関する青少年のリテラシー向上に向けた普及啓発活動を積極的に行っていと認められる。

ウ (一財) 草の根サイバーセキュリティ運動全国連絡会（G r a f s e c）

(ア) 団体活動の趣旨

(一財) 草の根サイバーセキュリティ運動全国連絡会（G r a f s e c）は、地域の課題解決の支援と地域団体との協調により、地域活性化に貢献することを目的としている。

全国には、「情報モラル」や「サイバーセキュリティ」の啓発団体が多数存在し、活動しているが、同様の課題を抱えている一方で解決や活動のための団体間交流が活発とまではいえない。また、課題認識はあるが、組織的な啓発活動が行われていない地域も存在し、献身的な努力の一方で、情報や人材、金銭的な理由で団体としての事業の継続が困難な場合もある。こうした諸課題を補い、相互の連携を深めるための活動を行うのが、(一財) 草の根サイバーセキュリティ運動全国連絡会（G r a f s e c）である。

(イ) プログラミング教育の導入に向けて

(一財) 草の根サイバーセキュリティ運動全国連絡会（G r a f s e c）は、正常系だけでなく、イレギュラーな対応やセキュリティにも配慮したセキュアコーディング⁴の思想を大切にして欲しいという思いから各種取組を行っている。

啓発講座は、セミナー型からワークショップ型へ移行し、主に高等学校を中心に展開している。また、動画制作やセキュリティ対策などの実践型講座については、小・中学生を対象に取り組みを行っている。C T F (Capture The Flag)⁵などにより知識の定着を図ることを目的とした研修講座の実施も検討中である。

また、エンジニア（プロフェッショナル）との交流による認知の向上を図るために試行を開始している。

(ウ) 具体的活動

団体の会員をはじめ、地域団体・行政・関係機関の相互交流を促進するために、サイバーセキュリティ月間中（2月1日～3月18日）や夏期にイベントを開催している。

サイバーセキュリティ・情報モラル等のネット問題に精通した有

⁴ 悪意ある攻撃者やマルウェアなどの攻撃に対する強固なプログラムを書くこと。

⁵ お互いに相手の陣地の旗を奪い合う、あるいは棒倒しのような野外ゲームのこと。

識者による講演等により問題意識を深め、団体間の相互交流を図り、新たな草の根活動のきっかけを作っている。

公益を目的とし、サイバーセキュリティ基本法（平成 26 年法律第 104 号）や法、関係法令に則して、地域に密着した活動を行う非営利型の法人や相当の団体又は個人に対して助成をしている。

全国会員に対し年間で約 3～5 万円を補助し、地域への啓発活動を支援している。

会議、シンポジウム・研修会等への講師派遣や後援等で人材、情報を提供し、サイバーセキュリティや情報モラルへの意識、情報リテラシー向上を助け、地域における啓発活動の促進のための団体設立を支援している。

地域におけるファシリテーターとして機能できる人材を育成する。なお、高校生 ICT Conference は、次世代の社会を支える高校生が、自ら考え、他者の意見を聴き、議論し、意見をまとめ発表することで、ネット社会の環境整備の一助になることを目的として平成 23 年から開催しており、団体設立時から共催として参画している。

(1) 小括

(一財) 草の根サイバーセキュリティ運動全国連絡会は、本条の理念や国の指針を認識し、地域において活動する非営利団体の交流・支援事業や青少年に対する普及啓発活動を継続的に行っていると認められる。

(5) 総合評価

国は、具体的な指針を示して施策を講じており、また、これを受けた 2 つの団体においては、本条の理念を達成するために、関係団体の交流・支援や青少年に対する情報モラル、情報セキュリティ、プログラミング教育に関する普及啓発活動を継続的に行っている現状を確認できた。

2 青少年が青少年有害情報の閲覧をすることを防止するための措置

本検討会では、改正法附則第4条に関する検討のため、法第13条から第16条に關係する事業者の携帯電話インターネット接続役務提供事業者((一社)電気通信事業者協会)、販売代理店((一社)全国携帯電話販売代理店協会)から直接ヒアリングし、その他の義務(法第17条から第23条)については、事務局を通じてヒアリングし報告させた。

(1) 法第13条關係

(携帯電話インターネット接続役務提供事業者等の青少年確認義務)

第十三条 携帯電話インターネット接続役務提供事業者及び携帯電話インターネット接続役務提供事業者の携帯電話インターネット接続役務の提供に関する契約(以下「役務提供契約」という。)の締結の媒介、取次ぎ又は代理を業として行う者(以下「携帯電話インターネット接続役務提供事業者等」という。)は、役務提供契約(既に締結されている役務提供契約(以下この項において「既契約」という。)の変更を内容とする契約又は既契約の更新を内容とする契約にあっては、当該既契約の相手方又は当該既契約に係る携帯電話端末等の変更を伴うものに限る。以下のこの条及び次条において同じ。)の締結又はその媒介、取次ぎ若しくは代理をしようとするときは、あらかじめ、当該役務提供契約を締結しようとする相手方が青少年であるかどうかを確認しなければならない。

- 2 携帯電話インターネット接続役務提供事業者等は、前項の規定により役務提供契約を締結しようとする相手方が青少年でないことを確認したときは、当該相手方に対し、当該役務提供契約に係る携帯電話端末等の使用者が青少年であるかどうかを確認しなければならない。
- 3 携帯電話端末等を青少年に使用させるために役務提供契約を締結しようとする者は、携帯電話インターネット接続役務提供事業者等が前項の規定による確認を行う場合において、当該携帯電話インターネット接続役務提供事業者等に対し、その旨を申し出なければならない。

ア 制度概要

本条は、携帯電話インターネット接続役務提供事業者(以下「役務提供事業者」という。)及び役務提供事業者の携帯電話インターネット接続役務の提供に関する契約(以下「役務提供契約」という。)の締結の媒介、取次ぎ又は代理を業として行う者(以下「販売代理店」という。)に対し、役務提供契約を締結し又は変更するに当たり、当該契約の相手方又は当該契約に係る携帯電話端末等の使用者が青少年(18歳未満)であるかどうかを確認することを義務付けたものである。

イ 役務提供契約の締結等の実態

役務提供事業者と青少年又はその保護者が役務提供契約の当事者であるが、実際に役務提供事業者に代わって書類の作成など契約の締結業務を行うのは、ほとんどの場合⁶において販売代理店である。したがって、使用者である青少年又はその保護者と契約の締結について直接面談し使用者が青少年であるかどうか確認するのは、ほとんどの場合、役務提供事業者ではなく販売代理店である。

ウ 検証の方法

次の2つの方法により、本条の義務履行状況を検証することとした。

(ア) 主要な役務提供事業者が販売代理店に設置している顧客情報管理システムによる検証の方法

役務提供事業者は、販売代理店の従業員が店頭で行った青少年確認の状況に関する情報を、役務提供事業者が販売代理店に設置している顧客情報管理システムへ入力させて概ねデータ化して把握しており、当該データから検証する。

(イ) 総務省の覆面調査による検証の方法

総務省は、利用者に扮した調査員を携帯電話等の販売を行う店舗に派遣して実際の説明や応対状況等を確認する方法で実地調査(覆面調査)を行っており、その結果から検証する。

エ 役務提供事業者が販売代理店に設置している顧客情報管理システムによる検証

(ア) 役務提供事業者が販売代理店に設置している顧客情報管理システムの概要

役務提供事業者は、専用回線で構築された顧客情報管理システムを販売代理店に設置して、青少年確認した使用者に関する情報やフィルタリングの利用申出書及び有効化措置の申出書に係る情報を販売代理店の従業員に入力させている。これは、主要な役務提供事業者3社に共通したものである。

(イ) 役務提供事業者が販売代理店との契約によって指図する青少年確認の方法

役務提供事業者は、販売代理店に対し、役務提供契約の締結等に当たって使用者の氏名と生年月日を本人確認書類により確認の上、顧客情報管理システムに入力することを契約によって指図している。これ

⁶ 携帯電話市場の9割を占める主要な携帯電話事業者においては、9割程度の契約が販売代理店において行われていると推計される（総務省「電気通信事業分野における市場検証（平成30年度）年次レポート」における「2018年利用者アンケート」を基に算出）。

も主要な役務提供事業者3社に共通したものである。

(イ) 検証

役務提供事業者は、契約によって、青少年確認の要領や顧客情報管理システムへの情報入力を販売代理店に指図しており、役務提供事業者は法的義務を履行しているものと認められる。

オ 総務省の覆面調査による検証

(ア) 総務省の覆面調査の概要

総務省の覆面調査とは、「電気通信事業の利用者保護規律に関する監督の基本方針」(平成28年5月20日付け総務省総合通信基盤局公表)に定められた定期調査のことであり、総務省が役務提供事業者の利用者保護規律の遵守状況を把握するために毎年度行っているものである。

調査方法は、利用者に扮した調査員を販売代理店に派遣し、店頭の役務提供契約時に従業員が法律上の義務を遵守しているかなどを直接確認する方式を採用している。覆面調査については、消費者に対する間接的な調査と違い、調査員が従業員の実際の対応から法的義務の履行状況を直接把握することができる。

(イ) 平成30年度の主要な役務提供事業者3社に係る調査結果

平成30年度における総務省の覆面調査の結果は、次のとおりである。

青少年確認		
確認があった	指摘したら確認があった	確認がなかった
91%	3%	6%

※ 平成31年2月から3月までの175回の実地調査の結果。

(ウ) 検証

調査結果によると、調査員が行った調査の91%は店舗での青少年確認があったものとされており、改正法施行前の実施率57%（平成29年12月から平成30年1月まで）に比べ大幅に上昇しており、販売代理店は法的義務を概ね履行しているものと認められる。

カ 総合評価

主要な役務提供事業者については、販売代理店に対し、青少年確認の具体的な方法や確認した情報の顧客情報管理システムへの入力を契約によって指図するなど法的義務を履行するための仕組みを構築、運用しており、また、販売現場についても、総務省による覆面調査の結果から、青少年確認が概ね行われていると認められることから、役務提供事業者と販売代理店の双方が協力して本条の義務を履行しているものと認められる。

(2) 法第14条関係

(携帯電話インターネット接続役務提供事業者等の説明義務)

第十四条 携帯電話インターネット接続役務提供事業者等は、役務提供契約を締結しようとする相手方が青少年である場合にあっては当該青少年に対し、役務提供契約に係る携帯電話端末等の使用者が青少年であり、かつ、当該役務提供契約を締結しようとする相手方がその青少年の保護者である場合にあっては当該保護者に対し、次に掲げる事項について、説明しなければならない。

- 一 携帯電話端末等からのインターネットの利用により青少年が青少年有害情報の閲覧をする可能性がある旨
- 二 青少年有害情報フィルタリングサービスの利用の必要性及び内容並びに第十六条に規定する青少年有害情報フィルタリング有効化措置の必要性及び内容

ア 制度概要

本条は、青少年有害情報フィルタリングサービスや青少年有害情報フィルタリングソフトウェアの利用のより一層の普及を図るために、役務提供事業者及び販売代理店に対し、契約の相手方又は使用者が青少年である場合には、インターネットの利用により青少年有害情報の閲覧をする可能性がある旨や、青少年有害情報フィルタリングサービスの利用、青少年有害情報フィルタリング有効化措置の必要性及び内容を青少年又はその保護者に対し説明する義務を課したものである。

イ 役務提供契約の締結等の実態

法第13条の検討におけるイの説明と同じ。

ウ 検証の方法

法第13条の検討におけるウの説明と同じ。

エ 役務提供事業者が販売代理店に設置しているシステムによる検証

- (ア) 役務提供事業者が販売代理店に設置しているシステムの概要
法第13条の検討におけるエ(ア)の説明と同じ。
- (イ) 役務提供事業者が販売代理店との契約によって指図する説明の方法
役務提供事業者は、本条各号に掲げられた説明事項を内容とするパンフレットやタブレットを販売代理店に提供し、青少年の保護者に対して説明を行うよう契約によって指図している。これは主要な役務提供事業者3社に共通したものである。
- (ウ) 検証
顧客情報管理システムのデータによると、使用者が青少年である場合の説明の実施率は主要な役務提供事業者3社共通で100%であることから、役務提供事業者は法的義務を履行しているものと認められる。

オ 総務省の覆面調査による検証

(ア) 総務省の覆面調査の概要

法第 13 条の検討におけるオ(ア)の説明と同じ。

(イ) 平成 30 年度の主要な役務提供事業者 3 社に係る調査結果

平成 30 年度における総務省の覆面調査の結果は、次のとおりである。

説明	
説明があった	指摘したら説明があった
89%	11%

※ 平成 31 年 2 月から 3 月までの 18 回の実地調査の結果。

(ウ) 検証

調査結果によると、調査員が行った調査の 89% は販売店舗の従業員による説明があったものとされていることから、販売代理店は法的義務を概ね履行しているものと認められる。

カ 総合評価

役務提供事業者については、販売代理店に対し、青少年が青少年有害情報に触れる可能性やフィルタリングの必要性に関する説明方法について契約によって指図するなど法的義務を履行するための仕組みを構築、運用している。また、販売代理店についても、総務省による覆面調査の結果において説明が概ね行われていると認められることから、役務提供事業者と販売代理店の双方が協力して本条の義務を履行しているものと認められる。

(3) 法第15条関係

(インターネット接続役務提供事業者の青少年有害情報フィルタリングサービスの提供義務)

第十五条 携帯電話インターネット接続役務提供事業者は、役務提供契約の相手方又は役務提供契約に係る携帯電話端末等の使用者が青少年である場合には、青少年有害情報フィルタリングサービスの利用を条件として、携帯電話インターネット接続役務を提供しなければならない。ただし、その青少年の保護者が、青少年有害情報フィルタリングサービスを利用しない旨の申出をした場合は、この限りでない。

ア 制度概要

本条は、役務提供事業者に対し、その役務提供契約の相手方又は携帯電話、スマートフォン等の使用者が青少年である場合に、青少年有害情報フィルタリングサービスの利用を、その役務の提供の条件とする義務を課したものである。

なお、その保護者が青少年有害情報フィルタリングサービスを利用しない旨の申出をした場合は、本条の義務の対象とはならない。

イ 検証のポイント

役務提供事業者が、青少年有害情報フィルタリングサービスを提供しているのかどうかを確認する。

ウ ヒアリング結果

主要な役務提供事業者3社は、スマートフォン等の使用者等が青少年である場合の役務提供契約の締結に際し、下記のフィルタリングサービスを提供している。

○ 役務提供事業者別のフィルタリングサービスの状況

	フィルタリングサービスの名称		
	スマートフォン タブレット	携帯電話	PHS
NTTドコモ	あんしんフィルター spモードフィルタ	あんしんモード spモードフィルタ	
KDDI	あんしんフィルター	安心アクセスサービス	
ソフトバンク (ワイモバイルを含む)	あんしんフィルター ウェブ安心サービス	ウェブ安心サービス	有害サイトアクセス制限 (ワイモバイルのみ)

※ iOSの場合、アプリのフィルタリングはスクリーンタイム等のOSの機能により実施。

※ PHSのサービスは、令和3年1月末をもって終了予定。

エ 総合評価

役務提供事業者は、スマートフォン等の使用者等が青少年である場合の役務提供事業契約の締結に際し、スマートフォンや携帯電話などに適用するフィルタリングサービスを提供していることから、本条の義務を履行しているものと認められる。

(4) 法第 16 条関係

(携帯電話インターネット接続役務提供事業者等の青少年有害情報フィルタリング有効化措置義務)

第十六条 携帯電話インターネット接続役務提供事業者等は、携帯電話端末等（青少年有害情報フィルタリング有効化措置（インターネットを利用する者の青少年有害情報の閲覧を制限するため、インターネットと接続する機能を有する機器に組み込まれたプログラムの機能を制限する措置をいう。以下の条及び第十九条において同じ。）を講ずる必要性が低いものとして総務省令・経済産業省令で定めるものを除く。）であって、その販売が携帯電話インターネット接続役務の提供と関連性を有するものとして総務省令・経済産業省令で定めるもの（以下この条において「特定携帯電話端末等」という。）を販売する場合において、当該特定携帯電話端末等に係る役務提供契約の相手方又は当該特定携帯電話端末等の使用者が青少年であるときは、当該特定携帯電話端末等について、青少年有害情報フィルタリング有効化措置を講じなければならない。

ただし、その青少年の保護者が、青少年有害情報フィルタリング有効化措置を講ずることを希望しない旨の申出をした場合は、この限りでない。

総務省令・経済産業省令（平成 30 年総務省・経済産業省令第 1 号）

第二条 法第十六条の青少年有害情報フィルタリング有効化措置を講ずる必要性が低いものとして総務省令・経済産業省令で定めるものは、携帯電話インターネット接続役務提供事業者の電気通信設備（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第二号に規定する電気通信設備をいい、端末設備（同法第五十二条に規定する端末設備をいう。）を除く。）のみを用いて提供される青少年有害情報フィルタリングサービスにより青少年有害情報の閲覧を制限することが可能な携帯電話端末等とする。

第三条 法第十六条の販売が携帯電話インターネット接続役務の提供と関連性を有するものとして総務省令・経済産業省令で定めるものは、携帯電話インターネット接続役務提供事業者等が携帯電話端末等に係る携帯電話インターネット接続役務の提供に関する契約と併せて当該携帯電話端末等の売買契約（割賦販売（割賦販売法（昭和三十六年法律第百五十九号）第二条第一項に規定する割賦販売をいう。）の方法により販売する契約及び個別信用購入あっせん関係販売契約（同法第三十五条の三の五第一項に規定する個別信用購入あっせん関係販売契約をいう。）を含む。）を締結する携帯電話端末等のうち、当該携帯電話インターネット接続役務を提供するために販売されるものとする。

ア 制度概要

本条は、役務提供事業者及び販売代理店に対し、スマートフォン等について、役務提供契約の相手方又は使用者が青少年である場合に、販売時の有効化措置を講じる義務を課したものである。

なお、その保護者が有効化措置を希望しない旨の申出をした場合は、本条の義務の対象とはならない。

イ 役務提供契約の締結等の実態

法第 13 条の検討におけるイの説明と同じ。

ウ 検証の方法

法第 13 条の検討におけるウの説明と同じ。

エ 役務提供事業者が販売店に設置している顧客情報管理システムによる検証

(ア) 役務提供事業者が販売代理店に設置している顧客情報管理システムの概要

法第 13 条の検討におけるエ(ア)の説明と同じ

(イ) 役務提供事業者が販売代理店との契約によって指図する有効化措置

役務提供事業者は、販売代理店に対し、青少年の保護者がスマートフォン等の購入時の店頭でのフィルタリング有効化措置を希望する場合⁷に販売代理店の従業員が対応することやその結果を顧客情報管理システムに入力することを契約によって指図している。これは主要な役務提供事業者 3 社で共通したものである。

(ウ) 検証

役務提供事業者は、スマートフォン等の購入時のフィルタリング有効化措置、その対応状況の顧客情報管理システムへの入力を、契約によって販売代理店に指図していることから、役務提供事業者は法的義務を履行しているものと認められる。

オ 総務省の覆面調査による検証

(ア) 総務省の覆面調査の概要

法第 13 条の検討におけるオ(ア)の説明と同じ。

(イ) 平成 30 年度の主要な役務提供事業者 3 社に係る調査結果

平成 30 年度における総務省の覆面調査の結果は、次のとおりである。

有効化措置	
講じてもらった	講じてもらえなかった
94%	6 %

※ 平成 31 年 2 月から 3 月までの 18 回の実地調査の結果。

⁷ 保護者が店頭でのフィルタリング有効化措置を希望しない場合には、帰宅後に保護者等が設定を行う。

(イ) 検証

調査結果によると、販売代理店の店頭におけるフィルタリング有効化措置は、調査員が行った調査の94%は講じてもらえたとされていることから、販売代理店は法的義務を概ね履行しているものと認められる。

カ 総合評価

役務提供事業者については、販売代理店に対し、スマートフォン等の購入時のフィルタリング有効化措置、その対応状況の顧客情報管理システムへの入力を契約によって指図するなど法的義務を履行するための仕組みを構築、運用しており、また、販売代理店についても、総務省による覆面調査の結果からフィルタリング有効化措置が概ね行われていることから、役務提供事業者と販売代理店の双方が協力して本条の義務を履行しているものと認められる。

(5) 法第17条関係

(インターネット接続役務提供事業者の義務)

第十七条 インターネット接続役務提供事業者は、インターネット接続役務の提供を受ける者から求められたときは、青少年有害情報フィルタリングソフトウェア又は青少年有害情報フィルタリングサービスを提供しなければならない。ただし、青少年による青少年有害情報の閲覧に及ぼす影響が軽微な場合として政令で定める場合は、この限りでない。

政令（平成20年政令第378号）

第二条 法第十七条ただし書の政令で定める場合は、インターネット接続役務提供事業者がインターネット接続役務を提供する契約を締結している者の数が五万を超えない場合とする。

ア 制度概要

本条は、青少年が携帯電話端末等を通じて青少年有害情報に触れることが特に多い現状にあること、固定パソコンを利用する場合は、保護者も利用することから目にとまる機会が多く、携帯電話などのモバイル端末と同等の義務を課すことは過度の規制となる可能性があることなどから、5万を超える契約者を有するISP（インターネットサービスプロバイダ。以下「ISP」という。）に対し、利用者から求められた場合に、フィルタリングソフトウェア等を提供するという法的義務を課したものであり、5万を超えない契約者を有するISPに対しては、青少年による青少年有害情報の閲覧に及ぼす影響が軽微な場合として、政令によって法的義務が課されていない。

イ 検証のポイント

ISPは、フィルタリングソフトウェアやサービス、セーフサーチ機能など規定の趣旨を満たすソフトウェア、サービスを提供しているのかどうかを確認する。

ウ ヒアリング結果 ((一社)日本インターネットプロバイダー協会(JAIPA))

5万を超える契約者を有するISPは、業界では大手となり、すべてにおいて有料オプションのフィルタリングソフトウェアまたはフィルタリングソフトウェアが取り込まれたウイルス対策のソフトウェアや総合セキュリティサービスを提供、紹介している。

エ 総合評価

ヒアリングの結果から、ISPが利用者からの求めに応じて、国内で広く流通しているフィルタリングソフトウェアやサービスの提供を行っているとともに、自主的に検索エンジンでのセーフサーチ機能の充実を図っている状況が認められたことから、本条の義務を履行していると認められる。

(6) 法第 18 条関係

(インターネット接続機器の製造事業者の義務)

第十八条 インターネットと接続する機能を有する機器であつて青少年により使用されるもの（以下この条及び次条において「インターネット接続機器」という。）を製造する事業者は、青少年有害情報フィルタリングソフトウェアを組み込むことその他の方法により青少年有害情報フィルタリングソフトウェア又は青少年有害情報フィルタリングサービスの利用を容易にする措置を講じた上で、インターネット接続機器を販売しなければならない。ただし、青少年による青少年有害情報の閲覧に及ぼす影響が軽微な場合として政令で定める場合は、この限りでない。

政令（平成 20 年政令第 378 号）

第三条 法第十八条ただし書の政令で定める場合は、インターネット接続機器にあらかじめブラウザ（インターネットを利用して公衆の閲覧に供されている情報をその利用者の選択に応じ閲覧するためのプログラム（電子計算機に対する指令であつて、一の結果を得ることができるよう組み合わされたものをいう。）をいう。）が組み込まれていない場合、青少年によるインターネット接続機器の使用が十八歳以上の者に目視により監視される蓋然性が高いと認められる場合として経済産業大臣が告示で定める場合、インターネット接続機器が専ら事業のために使用されると認められる場合又は経済産業大臣が告示で定めるインターネット接続機器の種類ごとに、同一の事業者が製造したインターネット接続機器の当該年度の前年度における販売数量が、青少年による青少年有害情報の閲覧に及ぼす影響が軽微なものとして経済産業大臣が告示で定める台数を超えない場合において、当該事業者が製造した当該インターネット接続機器を当該年度に販売するときとする。

経済産業省告示（平成 21 年経済産業省告示第 32 号）

青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律施行令（平成二十年政令第三百七十八号）第三条の規定により青少年による当該機器の使用が十八歳以上の者に目視により監視される蓋然性が高いと認められる場合として経済産業大臣が告示で定める場合は、当該機器が車載用経路誘導機である場合とする。

経済産業省告示（平成 30 年経済産業省告示第 4 号）

青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律施行令（平成三十年政令第十四号）第三条の規定に基づき経済産業大臣が告示で定めるインターネット接続機器の種類及び台数は次のとおりとする。

インターネット接続機器	台数
一 パーソナルコンピュータ	20,000 台
二 タブレット	10,000 台
三 テレビ受像機	10,000 台
四 ビデオディスクプレーヤ	10,000 台
五 家庭用ゲーム機	8,000 台
六 携帯電話端末（P H S 端末を含む。）	20,000 台

ア 制度概要

本条は、インターネット接続機器（スマートフォン、タブレット、携帯電話、家庭用ゲーム機など）を製造する事業者（以下「携帯電話等製造事業者」という。）に対して、青少年有害情報フィルタリングソフトウェアを組み込むことその他の方法により青少年有害情報フィルタリングソフトウェア又は青少年有害情報フィルタリングサービスの利用を容易にする措置を講じる義務を課したものである。

この中で、「青少年有害情報フィルタリングソフトウェアを組み込むこと」とは、具体的には青少年有害情報フィルタリングソフトウェアをインストールすることを意味し、「その他の方法」とは、インストールが容易ではない端末の措置として、例えばプロキシサーバー設定機能を用いることによりフィルタリングサービスを受けたり、限られたサイト以外へのアクセスの際には保護者のパスワード入力を要求したりするなどの措置が含まれるものである。

イ 検証のポイント

国内で大きなシェアを有している携帯電話等製造事業者から販売代理店への製品出荷時におけるインターネット接続機器へのフィルタリングソフトウェアの組込みや販売代理店から顧客への製品販売時におけるインターネット接続機器へのフィルタリングソフトウェアの組込みの状況を確認する。

ウ ヒアリング結果（3社）

(1) A社

スマートフォンの組立てが終わり製品として完成し、販売代理店に出荷する前の段階で、一括して様々なアプリをプリインストールするが、フィルタリングソフトウェアについても、その際にフィルタリングソフトウェア開発事業者のもの（以下「他社のフィルタリングソフトウェア」という。）をプリインストールしている。

スマートフォンについては、フィルタリングソフトウェアがOSや機種の規格に合う、合わないといった適用別にすると3つの類型に別れ、B社の端末、D社の新型端末、D社のOSを使った新型端末以外の端末になるが、A社がプリインストールに対応しているのは、D社のOSを使った新型端末以外の端末である。

A社は、他社のフィルタリングソフトウェアのプリインストールなどを可能にしており、本条の義務を履行していると認められる。

(1) B社

B社は、自社開発したフィルタリング機能を平成30年9月から端

末に標準搭載し、令和元年6月現在、B社のOSを使用している85%のデバイスに適用されている。

カスタマイズ可能であるものの、初期設定としては、17歳以上であれば、どんなアプリでも使用可能である。他社のフィルタリングソフトウェアもB社所定のサービスからインストールできるようにしている。

B社は、自社開発したフィルタリング機能を標準搭載するとともに、他社のフィルタリングソフトウェアを店頭などでインストール可能な状態にしていることから、本条の義務を履行していると認められる。

(イ) C社

新型のゲーム機については、子供のみまもりのための機能制限機能や長時間利用などをペアレンタルコントロールする機能を有したフィルタリングソフトウェアを自社開発しており、標準搭載又はインストールすることができる。

他のゲーム機は、機能制限機能や他社のフィルタリングソフトウェアを標準搭載している。

フィルタリングとしての機能は、年齢にふさわしくない有害なゲームやSNS、写真投稿機能の制限などであり、他方、レイティングは、別団体が行っている。

C社は、家庭用ゲーム機に自社や他社のフィルタリングソフトウェア、機能制限機能を標準搭載又はインストールさせていることから、本条の義務を履行していると認められる。

エ 総合評価

携帯電話等製造事業者が、他社のフィルタリングソフトウェアのプリインストールや自社開発したフィルタリング機能、機能制限機能などを標準搭載して、本条の「青少年有害情報フィルタリングソフトウェアを組み込むこと」の義務を満たし、また、店頭でのインストールやフィルタリングソフトウェアサービスの提供を可能にしており、本条の「その他の方法」としての義務も果たしていることから、法の作用が適切に機能していることが確認できた。

(7) 法第19条関係

(インターネット接続機器の動作を直接制御する機能を有するプログラムを開発する事業者の努力義務)

第十九条 プログラムの実行のためにインターネット接続機器の動作を直接制御する機能を有するプログラムを開発する事業者は、携帯電話インターネット接続役務提供事業者等の青少年有害情報フィルタリング有効化措置及び当該インターネット接続機器を製造する事業者の青少年有害情報フィルタリングソフトウェア又は青少年有害情報フィルタリングサービスの利用を容易にする措置が円滑に講ぜられるように、当該プログラムを開発するよう努めなければならない。

ア 制度概要

OSを開発する事業者（以下「OS開発事業者」という。）が、OSというコンピュータの動作を直接判断する基幹となるプログラムを設計する立場にあることにかんがみ、携帯電話インターネット接続役務提供事業者等がインターネット接続機器に組み込まれたプログラムの機能を制限するというフィルタリング有効化措置と青少年有害情報フィルタリングソフトウェアを容易にインストールできるようにするフィルタリング利用容易化措置を円滑化するOS開発努力義務をOS開発事業者に課したものである。

なお、OS開発事業者は、時代のニーズに答えながら利用者の利便性を向上させることを念頭に置いており、自社でフィルタリングソフトウェアを開発するなどして、利用容易化措置を図るなど新たな試みを講じている。

イ 検証のポイント

OS開発事業者側の努力義務履行状況を聴取（ウ1-1及び1-2）して把握するとともに、役務提供事業者側からもOS開発事業者の努力義務履行状況を聴取（ウ2-1及び2-2）して、法が期待している円滑化効果が実現されているのかどうかを確認する。

ウ ヒアリング結果 (OS開発事業者)

1-1 B社

B社は、B社開発のフィルタリング機能を平成30年9月から導入しているほか、他社のフィルタリングソフトウェアもB社所定の

サービスからインストール⁸できるようにしている。

令和元年6月現在、B社開発のフィルタリング機能は、B社のOS使用の85%のデバイスに適用されており、「おすすめ」や「年齢別」などのカテゴリー設定で、ある程度、ペアレンタルコントロールの設定の煩雑さは回避している。

他方、役務提供事業者のフィルタリングソフトウェアのプリインストール⁹はB社のOS規格上、難しい。

B社は他社のフィルタリングソフトウェアをインストール可能な状態にするなどしているほか、OSの規格に合わないものについては、B社開発のフィルタリング機能を標準搭載¹⁰して端末を販売するなどの措置を講じており、本条の義務の履行に努めていると認められる。

1-2 D社

D社は、他社のフィルタリングソフトウェアのプリインストールや店頭でのインストール、OSバージョンアップ時への対応などに可能な限り対応しており、また、自社開発のフィルタリングソフトウェアも導入している。

近年、新型のスマートフォン端末を発表しており、一般に流通しているフィルタリングソフトウェアの規格に合わないなどの齟齬はあるが、代わりに自社開発フィルタリングソフトウェアを店頭でインストール可能な状態にしている。

D社は他社のフィルタリングソフトウェアのプリインストールや店頭でのインストールを可能な状態にしているほか、新型端末において規格が合わないものについては、自社開発のフィルタリングソフトウェアをインストールできるような形で販売するなどの措置を講じており、本条の義務の履行に努めていると認められる。

(役務提供事業者等)

2-1 (一社) 全国携帯電話販売代理店協会 (全携協)

B社のOSは、自社開発のフィルタリング機能を標準搭載しており、他方、他社のフィルタリングソフトウェアのプリインストールを認めていないが、店頭でのインストールは可能な状態にしている。

D社のOSは、他社のフィルタリングソフトウェアのプリインス

⁸ この項では、販売代理店店頭においてフィルタリングソフトウェアを端末にインストールすることを「インストール」と呼称している。

⁹ この項では、携帯電話等製造事業者が端末を製造する段階で、フィルタリングソフトウェアを端末にインストールすることを「プリインストール」と呼称している。

¹⁰ この項では、OS開発事業者が端末のOSにフィルタリング機能等を搭載することを「標準搭載」と呼称している。

トルや店頭でのインストールを可能な状態にしており、新型端末については、他社のフィルタリングソフトウェアには対応していないものの、D社が自主開発したフィルタリングソフトウェアを店頭でインストールすることができる。

2-2 役務提供事業者

本項目については、役務提供事業者のうち、それぞれの個社に個別聴取して内容を把握したうえで、総合的に評価した。

B社のOSは、自社開発のフィルタリング機能を標準搭載しており、他方、他社のフィルタリングソフトウェアのプリインストールは、認めておらず、店頭でのインストールを可能な状態にしている。

なお、ウェブブラウザに対するフィルタリングは他社のフィルタリングソフトウェアも有効となるが、アプリケーションに対するフィルタリングはB社が自社開発したフィルタリング機能のみ有効となる。

D社のOSは、他社のフィルタリングソフトウェアのプリインストールや店頭でのインストールを可能な状態にしており、フィルタリングのバージョンアップの相談にも対応している。

D社が近年発売した新型端末は、他社のフィルタリングソフトウェアのプリインストールはできないものの、D社が自主開発したフィルタリングソフトウェアを店頭でインストールすることができる。

エ 総合評価

OS開発事業者は、自社開発のフィルタリング機能を端末に標準搭載していることや他社のフィルタリングソフトウェアのプリインストール及び店頭でのインストールを可能な状態にしていることなどから、有効化措置、利用容易化措置の円滑化に努めている。

また、役務提供事業者及び販売代理店からは、自社開発したフィルタリング機能を最新OSに標準搭載していること、他社のフィルタリングソフトウェアのプリインストールやバージョンアップに対応していることなどを含め評価を得ており、OS開発事業者は、本条の義務の履行に努めているものと認められる。

○ O S 開発事業者の円滑化に向けた事業者における努力義務の履行状況

		端末	円滑化に向けた事業者の努力義務の履行状況	
			有効化措置	利用容易化措置
B社	B社 フィルタリング機能	B社端末	B社フィルタリング機能を標準搭載することで、法第16条の役務提供事業者等の有効化措置が円滑に講ぜられるようにしている。	B社フィルタリング機能を標準搭載することで、法第18条の携帯電話等製造事業者への利用容易化措置を講じている。
	他社 フィルタリング		他社フィルタリングを店頭でインストールさせることで、同法第16条の役務提供事業者等の有効化措置が円滑に講ぜられるようにしている。	
D社	D社 フィルタリング	D社 新型端末	D社フィルタリングを店頭でインストールさせることで、同法第16条の役務提供事業者等の有効化措置が円滑に講ぜられるようにしている。	
			他社フィルタリングを店頭でインストールさせることで、同法第16条の役務提供事業者等の有効化措置が円滑に講ぜられるようにしている。	
	他社 フィルタリング	他社端末	他社フィルタリングを店頭でインストールさせることで、同法第16条の役務提供事業者等の有効化措置が円滑に講ぜられるようにしている。	他社フィルタリングをプリインストールすることで、同法第18条の携帯電話等製造事業者への利用容易化措置を講じている。

※ この表は、販売代理店店頭における有効化措置サービスの提供の有無にかかわらず、物理的に有効化措置を行うことができる場合を含めて、状況を記載している。

(8) 法第20条関係

(青少年有害情報フィルタリングソフトウェア開発事業者等の努力義務)

- 第二十条 青少年有害情報フィルタリングソフトウェアを開発する事業者及び青少年有害情報フィルタリングサービスを提供する事業者は、青少年有害情報であって閲覧が制限されないものをできるだけ少なくするとともに、次に掲げる事項に配慮して青少年有害情報フィルタリングソフトウェアを開発し、又は青少年有害情報フィルタリングサービスを提供するよう努めなければならない。
- 一 閲覧の制限を行う情報を、青少年の発達段階及び利用者の選択に応じきめ細かく設定できるようにすること。
 - 二 閲覧の制限を行う必要がない情報について閲覧の制限が行われることをできるだけ少なくすること。
- 2 前項に定めるもののほか、青少年有害情報フィルタリングソフトウェアを開発する事業者及び青少年有害情報フィルタリングサービスを提供する事業者は、その開発する青少年有害情報フィルタリングソフトウェア又はその提供する青少年有害情報フィルタリングサービスについて、その性能及び利便性の向上に努めなければならない。

ア 制度概要

本条は、フィルタリングソフトウェア開発事業者及び青少年有害情報フィルタリングサービスを提供する事業者に対し、青少年有害情報フィルタリングソフトウェアの開発や青少年有害情報フィルタリングサービスの提供に当たって、フィルタリング利用を使い勝手の良いものとすることやオーバーブロッキングができるだけ少なくするなどの配慮事項を定めるとともに、その開発する青少年有害情報フィルタリングソフトウェア又はその提供する青少年有害情報フィルタリングサービスについて、性能及び利便性を向上させるよう規定している。

当初は、アダルトサイトや犯罪に関するサイトなどのように、閲覧させることが不適切なインターネット上のWebサイトを利用者に見せなくするURL（ウェブ）フィルタリングが主流であったが、その後、アプリ側から不適切なウェブサイトに接続できる状況に至ったため、アプリフィルタリングの必要性が生じたものである。

イ 検証のポイント

国内で流通しているフィルタリングソフトウェアの開発事業者は概ね2社であるが、そのフィルタリングソフトウェア開発の状況を確認する。

ウ ヒアリング結果（2社）

(7) E社

URL（ウェブ）フィルタリングについては、ブラックリスト方式を採用しており、マニュアル化したもので目視によりカテゴリー分けを行って、真に不適切な情報を選別し、情報提供するとともに、カスタマイズ機能も付加している。

アプリフィルタリングは、青少年が閲覧することが望ましくないものを含めてカテゴリー分けをして選別し、また、カスタマイズ機能なども付加しており、通信環境の変化や機器の発達、時代の変化に対応し、高い倫理観を持ってアプリ対応のフィルタリングソフトウェアを開発している。

(8) F社

URL（ウェブ）フィルタリングについては、ブラックリスト方式を採用しており、審査を行ってカテゴリー分けし、真に不適切な情報の閲覧を選別して情報提供しているほか、セーフサーチにより大手検索サイトでの不適切な検索結果を表示させさせないような機能やカスタマイズ機能も付加している。

アプリフィルタリングは、インストール済みアプリの起動制限や新しいアプリのインストールを制限する仕組み、カスタマイズ機能などを付加し、青少年に対する不適切な情報に接する機会を防ぎ、通信環境の変化や機器の発達、時代の変化に対応して高い倫理観を持ってアプリ対応のフィルタリングソフトウェアを開発している。

エ 総合評価

フィルタリングソフトウェア開発事業者は、URL（ウェブ）フィルタリングについては、審査によりカテゴリー分けを行って青少年有害情報を選別し、アプリフィルタリングについては、新たな課題として浮上したアプリによる青少年有害情報への接続に対する対応策として開発、普及に努めていると認められる。

また、選別したカテゴリーを公開して青少年を守る保護者への情報提供を行い、カスタマイズ機能などを付加することで、利便性の向上に努めており自主的な向上努力が業界全体として認められる。

以上により、フィルタリングソフトウェア開発事業者は本条の義務の履行に努めていると認められる

(9) 法第21条関係

(青少年有害情報の発信が行われた場合における特定サーバー管理者の努力義務)

第二十一条 特定サーバー管理者は、その管理する特定サーバーを利用して他人により青少年有害情報の発信が行われたことを知ったとき又は自ら青少年有害情報の発信を行おうとするときは、当該青少年有害情報について、インターネットを利用して青少年による閲覧ができないようにするための措置（以下「青少年閲覧防止措置」という。）をとるよう努めなければならない。

ア 制度概要

本条は、特定サーバー管理者に対し、管理する特定サーバーを利用して他人により青少年有害情報の発信が行われたことを知ったとき及び自ら青少年有害情報の発信を行おうとするときに、当該青少年有害情報について、青少年閲覧防止措置をとる努力義務を課したものである。青少年閲覧防止措置とは、管理権限に基づいて公衆が閲覧できないようにする措置のみならず、青少年が閲覧できないサイトへの移行やフィルタリングソフトウェアとの連動も含まれる。

なお、本条は、特定サーバー管理者が企業から個人まで様々な者を含み、また青少年閲覧防止措置をとることが求められる場合も多様なケースを想定していることから、努力義務としたものである。

イ ヒアリングの相手方

義務者は本来、特定サーバー管理者であるが、前述のとおり、企業から個人と範囲が膨大であって、特定サーバー管理者全体の義務履行状況を把握することは困難であるため、本条に關係する2当事者からヒアリングを行うこととした。

(7) 違法情報等対応連絡会

a 選定理由

主要なISPの団体である、いわゆる電気通信事業関連4団体（テレコムサービス協会、電気通信事業者協会、日本インターネットプロバイダー協会、日本ケーブルテレビ連盟。以下同じ。）が、自主的活動として、有害情報の削除、閲覧者の年齢認証、青少年有害情報を発信する際に18歳以上を対象としたものである

ことの周知、ユーザーからのメール問合せフォームや連絡窓口の構築、違反時の契約解除などの内容を含む「契約約款モデル条項」を定めており、特定サーバー管理者は、これに準拠した契約をして事業運営をしていることが実態であるため、「契約約款モデル条項」が本条の履行について、実効性を担保する機能を有していることに着目して、電気通信事業関連4団体から契約約款モデル条項が持つ意義、特定サーバー管理者の有害情報閲覧防止措置との関係について、電気通信事業関連4団体の協議の場である違法情報等対応連絡会からヒアリングすることとした。

b 検証のポイント

契約約款モデル条項が契約当事者である特定サーバー管理者の義務履行を促すものとして十分な実効性を有しているのかどうかを確認する。

c ヒアリング結果

- ・ 契約約款モデル条項の作成趣旨

インターネット上に流通する違法・有害情報に関しては、発信者側や受信者側の対応が行われる一方で、電子掲示板の管理者等は法律に関する知識や法律の専門家を擁しているわけではなく、また、容易に法務相談ができる状況にない場合もあるため、特定の情報の流通が法令に違反するか否かの判断を含めた法解釈や事実認定に困難が生じる可能性があることから、違法・有害情報に対する適切かつ迅速な対応を行うことができるよう、平成18年11月27日、電気通信事業関連4団体が「違法・有害情報への対応等に関する契約約款モデル条項」を取りまとめ、公表している。

- ・ 契約の仕組み

契約約款モデル条項のうち、青少年有害情報の取扱いに関する具体的な条項は、青少年にとっての有害情報の削除（第3条）、有害なURLのフィルタリング開発事業者への情報提供、閲覧者の年齢認証を行うこと、青少年有害情報を発信する際に18歳以上を対象としたものであることをわかりやすく周知すること（第5条）、違反時のサービス利用停止（第7条）、違反時の契

約解除（第8条）などがある。

有害情報の削除要請に対するサーバー管理者の違反時の対応としては、第7条（違反時のサービス利用停止）により、指定期間に改善されない場合に、ISPは通信契約サービスを利用停止にすることができる。それでも改善されない場合は、第8条（違反時の契約解除）において、ISPは利用停止事由を解消、または是正しないことを理由に契約解除できるとしており、利用停止から契約解除まで段階的な制限を行うことで、違反時にサーバー管理者が事業継続できないような仕組みが構築されている。

特定サーバーは、この契約約款モデル条項にいうサーバーの一部であることから、当然に特定サーバー管理者はサーバー管理者に含まれる。したがって特定サーバー管理者は、この契約約款モデル条項に準拠して各々が定めた契約約款等に従って事業活動を行っている。

- 小括

契約約款モデル条項においては、本条所定の「その管理する特定サーバーを利用して他人により青少年有害情報の発信が行われたことを知ったとき又は自ら青少年有害情報の発信を行おうとするとき」という要件に該当する場合においてサーバー管理者が本条の義務を履行しないときには、ISP側の判断によってサーバー管理者の事業活動を停止することを可能とする仕組みが構築されていることが確認できた。

(i) インターネット・ホットライン業務受託者

a 選定理由

インターネット・ホットライン業務とは、インターネット上の違法・有害情報への対応を効果的かつ効率的に推進していく目的で、広くインターネット利用者から違法情報・有害情報に関する情報提供を受け付け、一定の基準に従って情報を選別した上で、警察への情報提供、プロバイダ及びウェブサイト等の管理者に対する対応依頼等を行う業務であり、国が民間事業者に委託しているものである。

違法・有害情報の一部は、青少年有害情報であることから、イ

ンターネット・ホットライン業務においてサイト管理者等が違法・有害情報を削除するということは、本条に定める青少年閲覧防止措置という義務の一部を履行することでもあるため、警察庁の委託事業の執行状況に着目して、業務受託者であるセーファーインターネット協会からヒアリングすることとした。

b 検証のポイント

インターネット・ホットライン業務受託者から削除要請があつた場合のサイト管理者等の対応が十分なものであるかどうか。

c ヒアリング結果

- ・ 警察庁が行うインターネット・ホットライン業務委託事業と業務受託者の事業内容

警察庁は、インターネット・ホットライン業務を行う団体を設けることが重要であるとの方針から、インターネット・ホットラインセンター（IHC）を設置し、その取組みの指針としてホットライン運用ガイドラインを策定した。

現在は、セーファーインターネット協会に業務委託を行っており、これを受けた同協会では、ホットライン運用ガイドラインに定める警察への情報提供（ホットライン運用ガイドライン第1の1(3)ア）、プロバイダ及びウェブサイト等の管理者に対する対応依頼（同イ）、関係機関等への情報提供（同ウ）、フィルタリング事業者に対する情報提供（同エ）を行っている。具体的には、インターネット利用者から提供された情報をガイドラインに照らして分類し、違法情報について警察への通報を行うとともに、違法・有害情報（自殺誘引等情報）が掲載されたサイトの管理者等に対して削除等の対応を依頼している。

なお、業務受託者は、警察庁委託事業とは別に、独自に民間のホットライン事業を実施しており、平成30年中の両ホットライン業務の遂行状況は次表のとおりであるが、法に定める青少年閲覧防止措置は、前述のとおり管理権限に基づいて公衆が閲覧できないようにする措置のことであり、本項で説明する業務受託者の要請に基づくサイト管理者の情報削除を含んでいる。

法に青少年有害情報として例示されたものの削除要請は、認知件数のうち、1～96%の率で行われている。

また、これを受けたサイト管理者は、削除要請のうち74～100%の高い率で十分な対応をしていることが確認できた。

- 平成30年中のホットライン業務（民間事業であるセーフライン事業を含む。）の遂行状況¹¹

- ① 犯罪若しくは刑罰法令に触れる行為を直接的かつ明示的に請け負い、仲介し、若しくは誘引し、又は自殺を直接的かつ明示的に誘引する情報

有害情報	認知数	削除依頼数	依頼後削除数	依頼後削除率
違法行為を直接的かつ明示的に請負・仲介・誘引等する情報	181	88	65	73.9%
自殺誘引等情報	2,592	2,476	1,828	73.8%
合計	2,773	2,564	1,893	73.8%

※ 海外サイトを含む。

- ② 人の性行為又は性器等のわいせつな描写その他の著しく性欲を興奮させ又は刺激する情報

有害情報	認知数	削除依頼数	依頼後削除数	依頼後削除率
わいせつ電磁的記録記録媒体陳列（違法な性表現・性行為に関連する情報）	30,751	1,904	1,747	91.8%
児童ポルノ公然陳列（違法な性表現・性行為に関連する情報）	14,300	11,785	10,699	90.8%
児童ポルノ公然陳列（違法情報に該当する疑いが相当程度認められる情報）	392	4	4	100%
合計	45,443	13,693	12,450	90.9%

※ 海外サイトを含む。

※ わいせつ電磁的記録記録媒体陳列（違法な性表現・性行為に関連する情報）の認知件数30,751件のうち、28,566件（全体の約92.9%）は海外サイトの情報である。

- ③ 殺人、処刑、虐待等の場面の陰惨な描写その他の著しく残酷な内容の情報

有害情報	認知数	削除依頼数	依頼後削除数	依頼後削除率
遺族の感情を著しく傷つける被害者の遺体や殺害行為の画像等				
望まず閲覧してしまった人に著しく嫌悪感を抱かせる遺体や殺害行為の画像等	20	17	15	88.2%
合計	20	17	15	88.2%

※ 海外サイトを含む。

¹¹ (一社)セーファーインターネット協会資料引用（違法・有害情報対策活動報告（2018年1月～12月））。以下同じ。

ウ 総合評価

現行の主要なケース（サービス）においては、特定サーバー管理者が、自ら管理しているサイトに掲示された青少年有害情報を削除する際の要領や青少年有害情報を掲示する際の措置などを契約約款モデル条項に則って契約約款等に記載し、これに準拠した契約を締結して事業運営していることを把握するとともに、インターネット・ホットライン業務受託者の削除要請に対するサイト管理者の対応も高い率で行われていることから、契約約款モデル条項については、本条の義務の履行を担保し、実効性を有していることが把握できた。

(10) 法第 22 条関係

(青少年有害情報についての国民からの連絡の受付体制の整備)

第二十二条 特定サーバー管理者は、その管理する特定サーバーを利用して発信が行われた青少年有害情報について、国民からの連絡を受け付けるための体制を整備するよう努めなければならない。

ア 制度概要

本条は、特定サーバー管理者に対し、その管理する特定サーバーを利用して発信された青少年有害情報について、国民から連絡を受け付けるための体制を整備する努力義務を課したものである。

なお、本条は、特定サーバー管理者に企業から個人まで様々な者が含まれること、青少年閲覧防止措置が求められる場合も多様なケースがあること、特定サーバー管理者が自身で管理する特定サーバーを利用して他人による青少年有害情報の発信のすべてを発見することが容易ではないことから、国民からの連絡を受け付けるための体制を整備する努力義務とした。

イ ヒアリングの相手方及び選定理由

法第 21 条における検討と同じ。

ウ 検証のポイント

法第 21 条における検討と同じ。

エ ヒアリング結果（違法情報等対応連絡会、インターネット・ホットライン業務受託者）

(1) 違法情報等対応連絡会

a 契約約款モデル条項の作成趣旨

法第 21 条における検討と同じ。

b 契約の仕組み

契約約款モデル条項のうち、連絡受付体制の整備に関する具体的な条項は連絡受付体制の整備（第 6 条）、違反時のサービス利用停止（第 7 条）、違反時の契約解除（第 8 条）などがある。

連絡受付体制の整備に対するサーバー管理者の違反時の対応としては、第 7 条（違反時のサービス利用停止）により、指定期間内に改善されない場合に、ISP は通信契約サービスを利用停止にすることができる。それでも改善されない場合は、第 8 条（違反時の契約解除）において、ISP は利用停止事由を解消、または是正しないことを理由に契約解除できるとしており、利用停止から契

約解除まで段階的な制限を行うことで、違反時にサーバー管理者が事業継続できないような仕組みが構築されている。

特定サーバーは、この契約約款モデル条項にいうサーバーの一部であることから、当然に特定サーバー管理者はサーバー管理者に含まれる。したがって特定サーバー管理者は、この契約約款モデル条項に準拠して、各々が定めた利用規約等に従って事業活動を行っている。

本条所定の「その管理する特定サーバーを利用して発信が行われた青少年有害情報について、国民からの連絡を受け付けるための体制を整備」しない場合においてサーバー管理者の契約約款モデル条項の趣旨に反する事実関係が認められるときは、ISP側の判断によってサーバー管理者の事業活動を停止することを可能とする仕組みが構築されていることが確認できた。

(イ) インターネット・ホットライン業務受託者

受託事業者が行う違法・有害情報（青少年有害情報）の削除依頼については、前述の表・平成30年中のホットライン業務（民間事業であるセーフライン事業を含む。）の遂行状況を参照すると、例えば、自殺誘引等情報の認知2,592件のうち、削除依頼の件数は2,476件であった。

削除依頼の件数を率にすると全体の95.5%になるが、高い率で相手方に連絡ができていることを考慮すると、サイト管理者の連絡体制窓口が整備されているということを意味しているため、ほとんどの場合での仕組みが構築されていることが確認できた。

オ 総合評価

現行の主要なケース（サービス）においては、特定サーバー管理者が、自ら管理しているサイトに掲示された青少年有害情報を削除する際の要領や青少年有害情報を掲示する際の措置、連絡受付窓口の設置などを契約約款モデル条項に則って契約約款等に記載し、これに準拠した契約を締結して事業運営していることを把握するとともに、インターネット・ホットライン業務受託者の削除要請に対するサイト管理者の対応状況から判断して、連絡窓口体制が整備されていることを確認したことから、契約約款モデル条項については、本条の義務の履行を担保し実効性を有していることが把握できた。

(11) 法第 23 条関係

(青少年閲覧防止措置に関する記録の作成及び保存)

第二十三条 特定サーバー管理者は、青少年閲覧防止措置をとったときは、当該青少年閲覧防止措置に関する記録を作成し、これを保存するよう努めなければならない。

ア 制度概要

本条は、特定サーバー管理者に対し、青少年閲覧防止措置をとった場合における記録の作成、保存に関する努力義務を定めるものである。

なお、特定サーバー管理者については、企業から個人まで様々な者が含まれること、青少年閲覧防止措置をとることが求められる場合も多様なケースがあること、自身で管理する特定サーバーを利用し、他人による青少年有害情報の発信のすべてを発見することが容易ではないことから、本条を努力義務としている。

イ ヒアリングの相手方及び選定理由

法第 21 条における検討と同じ。

ウ 検証のポイント

法第 21 条における検討と同じ。

エ ヒアリング結果（違法情報等対応連絡会、インターネット・ホットライン業務受託者）

(ア) 違法情報等対応連絡会

a 契約約款モデル条項の作成趣旨

法第 21 条における検討と同じ。

b 契約の効果

特定サーバーは、この契約約款モデル条項にいうサーバーの一部であることから、当然に特定サーバー管理者はサーバー管理者に含まれる。したがって特定サーバー管理者は、この契約約款モデル条項に準拠した契約約款等に従い、事業活動をするところ、法第 21 条における検討において前述したとおり、サーバー管理者が事業活動を行う中で、青少年有害情報に対する削除要請を受けた場合に利用権者の承諾なく削除する場合があることから、後日の紛議に備えるため記録の作成、保管が必要な状況に置かれていることが確認できた。

(イ) インターネット・ホットライン業務受託者

平成 30 年中のホットライン業務（民間事業であるセーフライン事業を含む。）の遂行状況については、法第 21 条における検討の表

と同じ。

才 総合評価

特定サーバー管理者が、青少年有害情報を削除する場合に記録の作成、保管が必要な状況に置かれていることを確認し、本条の義務の履行に努めている状況を把握できた。

第3 フィルタリングの普及見通しについて

1 フィルタリングの普及強化に向けたこれまでの取組

フィルタリングの普及強化に向けた平成28年からこれまでの取組については、次のとおりである。

- 平成28年4月 総務省の有識者会議である「ICTサービス安心・安全研究会青少年の安心・安全なインターネット利用環境整備に関するタスクフォース」(以下「総務省タスクフォース」という。)において、利用率が年々低下していることの問題提起
- 利用者等にとって使いやすいフィルタリングの実現等
- 7月 総務省タスクフォースで「青少年の安心・安全なインターネット利用環境整備に関する論点とその解決に向けた方向性」を公表し、議論のとりまとめとして青少年にわかりやすい名称等の作成の検討を明記
- 8月 (一社)電気通信事業者協会、(一社)安心ネットづくり促進協議会、(一社)モバイルコンテンツ審査・運用監視機構の3団体によるフィルタリング利用促進検討会の設置
- 12月 第4回総務省タスクフォースでフィルタリング利用促進検討会においてフィルタリング利用促進検討会の検討結果として新モード「高校生プラスモード」の提供を提案
- 平成29年3月 携帯キャリア3社が「高校生プラスモード」の提供を開始しフィルタリングアプリのアイコンやフィルタリングサービスの名称の統一を実施
- 平成30年2月 改正法施行
総務省はこれに先立ち、携帯電話事業者等に対し、義務履行の徹底を要請
また、店頭などでの周知用として、携帯電話事業者等に対し、フィルタリングに係る店側の義務や保護者の役割等を説明するリーフレット40万部を配布
平成28年度より、フィルタリングの必要性等の説明を含む「出前講座」であるe-ネットキャラバンP1us講座を新設
- 平成31年2月 第6回総務省タスクフォースにおいて、フィルタリング利用率向上の方策に関し、フィルタリング普及に向け関係事業者等が今後一層取り組むべき事項の検討を開始

- 令和元年 7 月 第 7 回総務省タスクフォースにおいて関係事業者等におけるフィルタリング利用推進に係るヒアリングや携帯キャリア 3 社の直近の合算フィルタリング加入申出率・有効化措置率の公表
- 8 月 総務省タスクフォースにおいて、携帯電話事業者によるフィルタリング利用に係る実データの公表等を盛込んだ「青少年のフィルタリング利用促進のための課題及び対策」（以下「課題及び対策」という。）の公表
- 9 月 株式会社 NTT ドコモ・モバイル社会研究所の実態調査
- 同月 携帯キャリア 3 社において、OS によるフィルタリングをフィルタリングサービスのメニューに加えて勧奨等を開始
- 10 月 第 1 回春のあんしんネット・新学期一斉行動推進会議（フィルタリング利用率の低下要因について・参考資料 1）
- 11 月 第 8 回総務省タスクフォースにおける携帯キャリア 3 社個別での直近の加入申出率・有効化措置率の公表
- 同月 第 2 回春のあんしんネット・新学期一斉行動推進会議
- 12 月 第 9 回総務省タスクフォースにおける携帯キャリア 3 社個別の直近の加入申出率・有効化措置率の公表
- 令和 2 年 1 月 内閣府の青少年インターネット利用環境実態調査（フィルタリング利用率が横ばい・わずかに上昇）
- 2～5 月 春のあんしんネット・新学期一斉行動

2 フィルタリング利用率の推移

内閣府の青少年のモバイル（携帯電話やスマートフォン）に関するフィルタリングの利用率データは、平成 24 年度から令和元年度まで存在し、調査票の問い合わせの内容から主に 3 種類のグループに分かれる。

24 年度から 25 年度、26 年度から 27 年度、28 年度から元年度となるが、問い合わせの内容が 26 年度、28 年度にそれぞれ変更されており、グループ間の比較をすることはできない。

それぞれのグループで分析をすると、24 年度から 25 年度は前年比 -8.3% となっているが、25 年度と 26 年度は比較できない。同様に 26 年度から 27 年度は -2% で 27 年度と 28 年度は比較できない。28 年度から元年度までは、同

一の調査票となり 28 年度から 29 年度は -0.6%、29 年度から 30 年度は -7.2% となっている。

30 年度の利用率は大きく低下したが、元年度には 36.8% から 37.4%¹² と +0.6% でわずかに増加に転じ、24 年度以降、初めて利用率の減少に歯止めがかかり踏みとどまった形になった。

なお、フィルタリングの認知率については、フィルタリングを「知っている」、「なんとなく知っている」と答えた回答者の合算値が、元年度には 95.2% と最高値になっている。そのうち自信を持って「知っている」と答えた回答者の割合は、23 年度の 73.5% を最高に 30 年度では 56.2% まで低下していたが、元年度には 60.2% に上昇している。

3 上記を踏まえた今後の普及見通し

フィルタリング利用率の減少に歯止めがかかり踏みとどまった形となった要因については、総務省タスクフォース「課題及び対策」を踏まえた店頭でフィルタリングへの加入を申し出た者の割合を示す加入申出率等の数値公表、民間事業者の努力などが挙げられる。これらの取組により最近の加入申出率は平成 30 年 2 月～7 月時点（平均）で 47%、令和元年 1 月時点で 52%、同年 11 月時点で 60%、また有効化措置率は平成 30 年 2 ～ 7 月時点（平均）で 62%、令和元年 1 月時点で 74%、同年 11 月時点で 80% となっており、上昇基調となったことが、令和元年度の「フィルタリング利用率は横ばいでわずかに上昇」という微増の要因にもなったと考えられる。他の要因としては、関係の省庁や関係の事業者によって令和元年 5 月から始められたフィルタリング利用率低下の要因分析（参考資料 1）によって現行の課題や対策の正確性を再確認し取組に活かしたことなども挙げられる。

このように、短期間の取組であっても利用率は向上していくことが確認されたことから、今後、民間事業者による努力や令和 2 年 1 月に総務省タスクフォースにおいて取りまとめ公表された「青少年インターネット環境整備法の改正法附則に基づく検討について～電気通信事業者等の取組状況に係る見解～」において記載されているように「青少年確認、説明等の義務が確実に履行されるよう、現行法を前提としつつ、引き続き、総務省等において事業者等（MNO、MVNO 及び販売代理店）の取組をモニタリングしていくこと」を継続していくけば、今後も、フィルタリングの利用率が継続的に向上することが見込まれる。

¹² このうち、自分専用のスマートフォンを使っている者における利用率は 44.3%（前年比 +0.1%）。親子共用で使っている者の利用率は 12.5%（前年比 +2.1%）。

第4 今後の青少年有害情報の閲覧を防止するために必要な措置について

青少年有害情報の閲覧防止措置の推進状況については、フィルタリングの利用率を一応の目安として判断することが適當と考えられる。内閣府で行った令和元年度青少年のインターネット利用環境実態調査における青少年のフィルタリング利用率（スマートフォン）は、平成24年以降、携帯電話からスマートフォンに利用の中心が移る中で長期低落傾向にあったが、官民の努力により、今回初めて踏みとどまった形となった。

前記第3の「フィルタリングの普及見通しについて」において述べたとおり、同様の努力を継続していくけば、フィルタリングの利用率が向上していくものと見られる。今後も第4次基本計画に掲げられた各種取組を着実に推進することが適當と考えられる。

第5 青少年のインターネット環境に関する今後の課題

1 青少年に対する情報教育の今後の在り方について

インターネットは、世界規模で情報の発信、取得などを行うことができる有用で便利なコミュニケーション手段として社会生活上、必要不可欠なものとなっている。こうした中で、世の中の様々な事象を情報とその結び付きとして捉え、情報及び情報技術を適切かつ効果的に活用して、問題を発見・解決したり自分の考えを形成したりしていくために必要な資質・能力である「情報活用能力」が青少年に求められている。

平成20年・21年告示学習指導要領では、今日の情報教育の基本的考え方となっているこの情報活用能力の中でも、インターネット上の誹謗中傷やいじめ、個人情報の流出やプライバシーの侵害、有害情報やウイルス被害に巻き込まれるなどの問題への対応として情報モラルを教えることが重要としていた。

こうした状況の中、文部科学省が策定した教育の情報化の手引き（令和元年12月版）では、「情報の収集、判断、処理、発信など情報を活用する各場面での情報モラルについて学習させることが重要である。また、情報技術やサービスの変化、児童（生徒）のインターネットの使い方の変化に伴い、学校や教師はその実態や影響に係る最新の情報の入手に努め、それに基づいた適切な指導に配慮することが必要である。あわせて、例えば、インターネット上に発信された情報は基本的には広く公開される可能性がある、どこかに記録が残り完全に消し去ることはできないといった、情報や情報技術の特性についての理解に基づく情報モラルを身に付けさせ、将来の新たな機器やサービス、あるいは危険の出現にも適切に対応できるようにすることが重要である。」としており、情報モラル教育を単なる道徳教育と捉えず、情報通信技術やサービスの変化などにも触れた教育を行うとともに、機器の使用方法以外のシステムが動く仕組み（プログラミング）やそれに付随する知識や適切な関わり方について考えさせるなどして多面的な情報教育を行う必要がある。

例えば、プログラミングを体験しながら論理的な思考力を身に付ける学習活動によって、青少年がコンピュータに自分が求める動作をさせることができるとともに、コンピュータの仕組みの一端をうかがい知ることができるところから、身近な問題の解決にコンピュータを主体的に活用したり、社会における身近な様々なものの仕組みを理解したりすることにつながる。また、こうした教育によってコンピュータ全体の原理原則に関する青少年の基礎的な知識が高まり、従来から行っていた情報モラル教育も再認識されて、より理解が深まるものと考えられている。

第5次基本計画の策定に当たっては、令和元年6月に施行された学校教育の情報化の推進に関する法律（令和元年法律第47号）や学習指導要領の方向性に連動した形で情報教育を効率的に推進していくために、青少年情報教育の実施の在り方について、上記のような情勢認識に立って議論を深める必要があるのではないか。

2 青少年のインターネット安全利用について

(1) SNSに起因する青少年の性被害等の防止

法においては、その目的の中で「青少年が安全に安心してインターネットを利用できるように」とする一方、警察庁が発表したSNSに起因する事犯の被害児童数は、令和元年には2,082人となっている。

こうした現状への対応として、違法・有害サイト等の閲覧を制限しつつ、必要なSNSを利用可能とするフィルタリングが青少年保護のための最善のツールとなり得るが、相手方の甘言・脅迫によって青少年自らが不適切な情報を発信してしまう自画撮り被害のような性被害は、従来の情報を受信する側を守るフィルタリングでは防ぎきれない部分がある。

そのため事業者は、保護者が青少年による発信情報を管理するために新たなペアレンタルコントロール機能を開発するなどしている。

青少年のインターネットの安全利用については、保護者が自らの教育方針及び青少年の発達段階に応じて青少年のインターネット利用状況を管理するという法第6条に定める保護者の責務に資するため、従来型の閲覧防止措置や情報モラル教育の充実に加えて、保護者によって発信情報の管理、コンテンツの利用時間や利用状況等の管理を行うためのペアレンタルコントロール機能を積極的に活用していく必要がある。よって、第5次基本計画の策定に当たっては、ペアレンタルコントロール機能の積極的な活用に関する啓発活動の在り方について、議論を深める必要があるのではないか。

(2) インターネット利用時間の長時間化に対する対応

令和元年度青少年のインターネット利用環境実態調査の中で、高校生のインターネットの利用時間の変化を見ると、平成29年度には213.8分、30年度には217.2分、令和元年度には247.8分で29年比34分伸びた。また、5時間以上利用している高校生は、29年度26.1%、30年度23.2%、元年度31.5%と29年比5.4ポイント伸びている。

こうしたインターネット利用時間の長時間化による青少年への影響は、特に5時間以上利用している高校生の伸び等の状況からすると、今後、青少年の健全な成長に支障を及ぼし始めるおそれが懸念される。更に令和元年5月には、世界保健機関において、ゲーム依存(Gaming disorder)が国際疾病分類に追加されるなど、インターネットやそれを利用したオンラインゲームを取り巻く環境は変化を続けている。

これを受け民間事業者においては、保護者側でコンテンツや利用時間などを管理するペアレンタルコントロール機能を自主的に開発するなどしている。

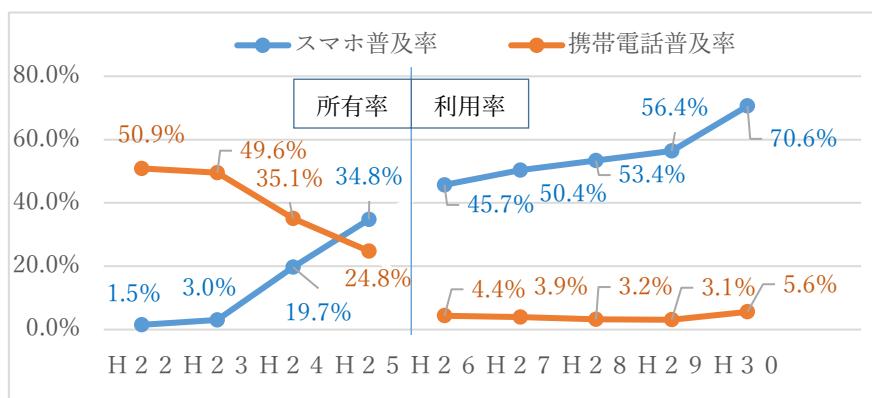
保護者は、自らの教育方針及び青少年の発達段階に応じ、その保護する青少年について、インターネットの利用の状況を適切に把握するとともに、青少年有害情報フィルタリングソフトウェアの利用その他の方法に

よりインターネットの利用を適切に管理する必要があることから、こうした保護者の責務に資するため、来るべき第5次基本計画の策定に当たっては、保護者側でコンテンツや利用時間などを管理するためのペアレンタルコントロール機能の必要性や詳細を丁寧に紹介して保護者の行動意識を刺激する普及方法などインターネットの適切な利用に関する啓発活動の在り方について、議論を深めていく必要があるのではないか。

参考資料

1 フィルタリング利用率低下の原因分析

- スマートフォン化の急激な進展
- 無線 LAN 経由の接続やアプリの制限の必要等から、携帯電話時代のネットワーク型フィルタリング（サービス）のみでは対応できない状況。
参考：青少年のスマートフォンと携帯電話の所有（利用）率の推移

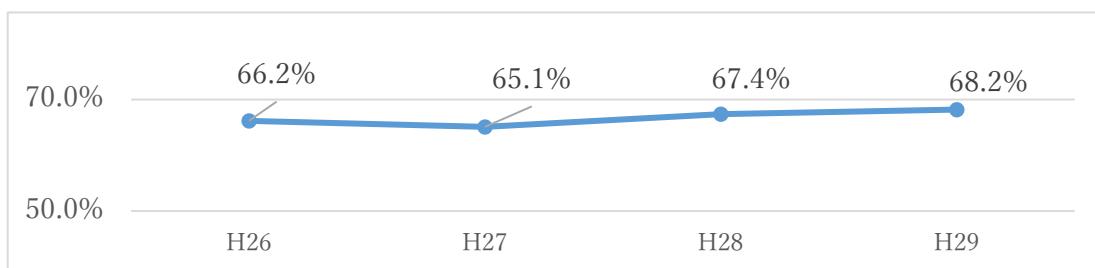


(内閣府資料引用)

※ 平成 26 年度に調査の質問項目を変更したため、傾向として参照。

- スマートフォンの主な使用目的が S N S 利用。

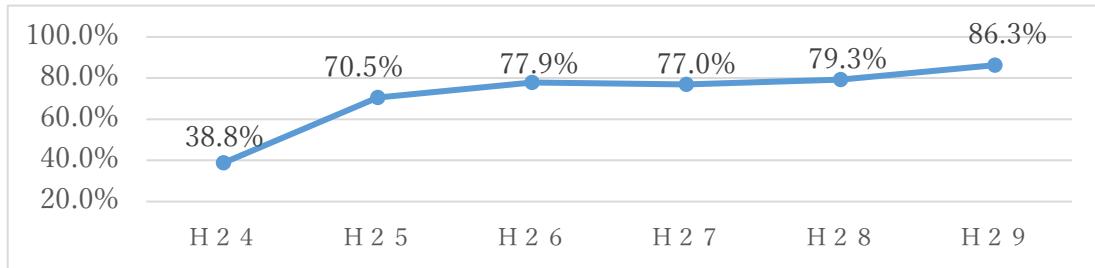
参考：青少年の主なインターネットの利用内容（コミュニケーション）



(内閣府資料引用)

※ 本項目の調査は平成 26 年度から実施している。

参考：L I N E の普及率（10 代）



(総務省情報通信政策研究所「情報通信メディアの利用時間と情報行動に関する調査」引用)

※ L I N E は、平成 23 年 6 月からサービス開始。

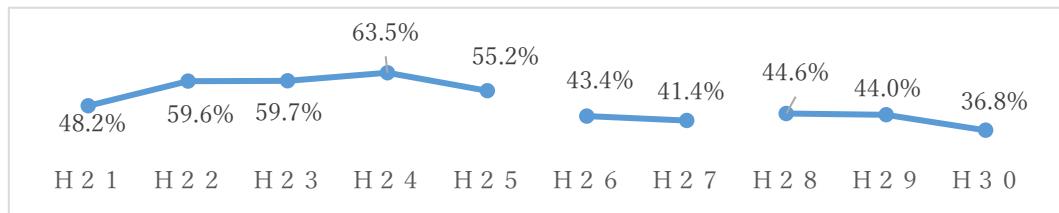
- 日本国内で流通しているOSの中には、携帯キャリア3社が推奨するあんしんフィルターがプリインストールされていないものもある。
関係者説明：一部のスマートフォンはOSのポリシー（基本方針）の関係で、フィルタリングアプリがプリインストールされていない。OS事業者への交渉が試みられたが、プリインストールの実現には至らなかった。

- フィルタリングの評判
- SNSを一律に使えないという印象が強い。

実際のフィルタリング状況（一部のSNS）			令和2年4月1日現在			
	(株)NTTドコモ		KDDI(株)		ソフトバンク(株)	
	Android	iOS	Android	iOS	Android	iOS
Twitter	×	○	×	○	×	○
LINE	×	○	×	○	○	○
Instagram	×	○	×	○	×	○

※ Androidは「あんしんフィルター 高校生プラス」、iOSは「スクリーンタイム 17+」を選択した端末の初期状態について、○×で表したもの。（保護者の許可によるカスタマイズにより活用できるようにすることは可能）

参考：フィルタリング利用率の推移



（内閣府資料引用）

※ 平成25年度と26年度、27年度と28年度調査の間は、質問項目を変更しており、比較ができない。

- 販売代理店での待ち時間、契約手続時間が長くかかる上に、フィルタリングのインストール・設定にも時間を要する。

関係者説明：販売代理店における待ち時間・契約締結時間等を合わせた平均処理時間は90～140分となっている。

※ 処理時間の内訳

待ち時間（10～40分）

提案（20～30分）

重要事項説明（20分）

システム投入等の手続（20分）

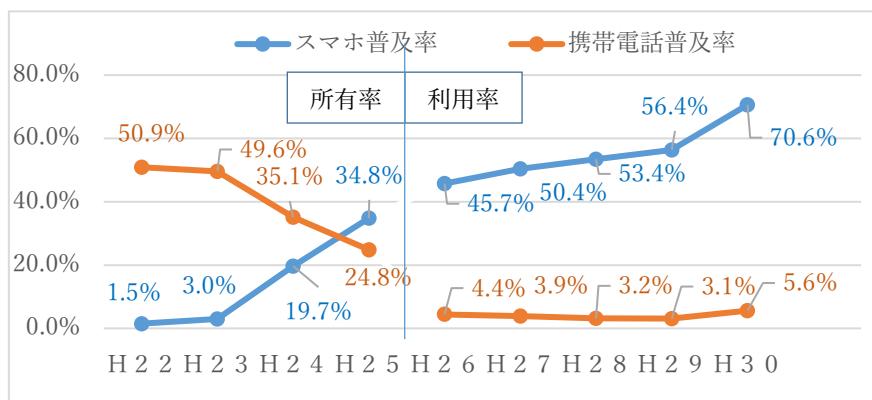
設定（端末、主要アプリ初期設定、フィルタリングの設定等）（20～30分）

- 契約に当たって説明が必要とされる事項が増加した中で、設定が複雑化して説明が困難なフィルタリングに関する説明を効率よくやらなければならぬ状況に置かれている。

関係者説明：携帯電話時代は、ネットワーク上で行うフィルタリングが主であったのに対し、現在は、個々の端末にインストールしたあんしんフィルター等のアプリでフィルタリングを行う。ただし、フィルタリングアプリでは制御できないアプリ等もあり、コントロールポイントが増えた。

(例) あんしんフィルターは、一部のOSのアプリをブロックできないため、端末の機能制限を別途設定することも必要。

参考：青少年のスマートフォンと携帯電話の所有（利用）率の推移



（内閣府資料引用）

※ 平成26年度に調査の質問項目を変更したため、傾向として参照。

- 青少年によるMVNOサービスが今後増加することを踏まえてMVNOにおけるフィルタリングの利用促進も必要。MVNOにおいては、Web申込みが多く、フィルタリングが有料となっていることが多い。
(有料の場合：概ね月額150～400円)

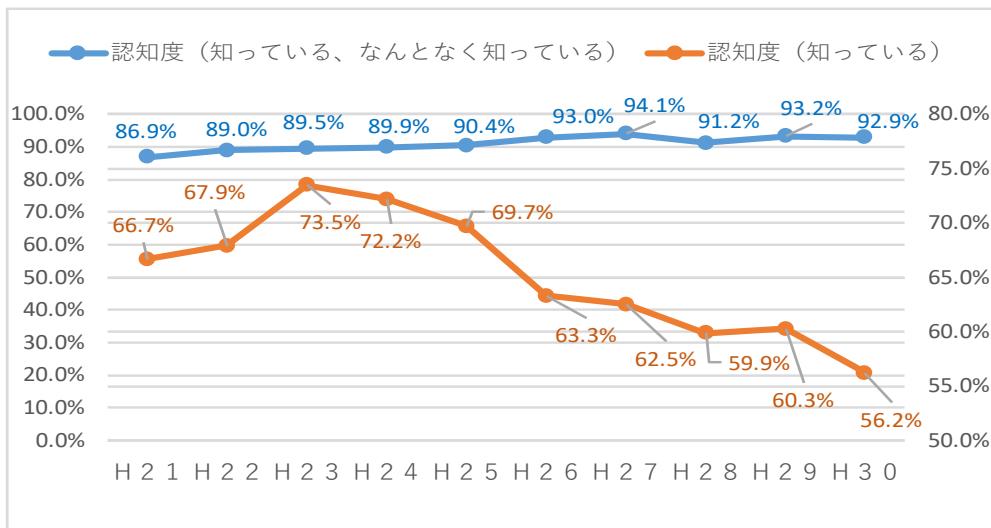
○ 保護者の意識の変化

- SNSを使いたいという子供と喧嘩してまでフィルタリングを導入しようと思わない。

関係者説明：スマートフォンが普及はじめた時期は、顧客のフィルタリング認識が低く、店頭で親子喧嘩をしたり、店員の説明を無視して、聞かないといったことが多かった。
最近は、店頭で設定を希望する顧客が増えているが、なかにはまったくとりあわないという顧客もいる。

- 「子供の管理はできている（子供を信頼している）からフィルタリングは不要。」「自分の子供に限ってSNS等による被害には遭わない。」と保護者が過信しているのではないか。

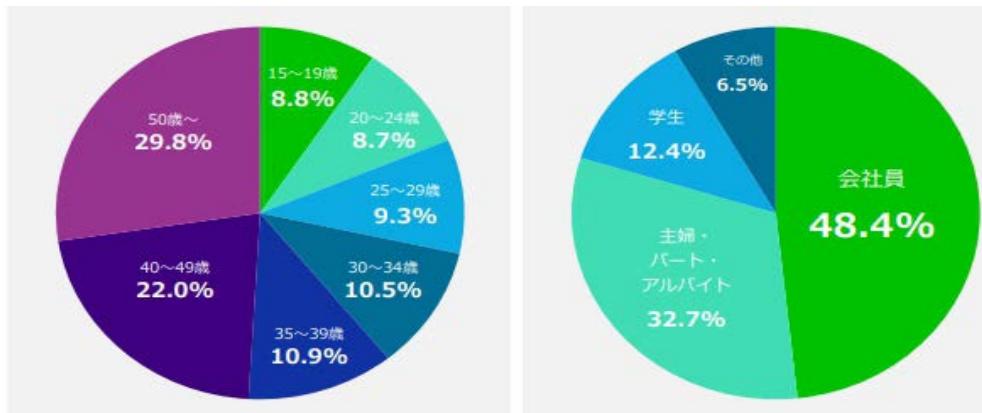
保護者のフィルタリング認知度の推移



(内閣府資料引用)

- フィルタリングは入れたいが、作業が面倒である。
関係者説明：店頭では、プラン、契約内容の説明等に1時間半、その後、フィルタリングの説明を受け、さらに設定に25分程度かかるため、顧客は時間がかかり過ぎて、うんざりしているのではないかというのが関係者の本音。
- 子供との連絡手段としてLINEを使いたいと考える保護者が多い。

LINEの利用者内訳（年齢、職業別）



(マクロミル社資料引用)

※ LINEは、平成23年6月よりサービス開始。

※ LINEは、保護者の許可によりフィルタリングをカスタマイズすれば利用可能。

- 親子で共用している場合、保護者の端末を、フィルタリングがかかっていない状態のまま子供に使わせているケースが多い。幼い頃より長年にわたって何の制限もない状態で使い続けてきた子供は、ようやく手に入る自分専用の端末にフィルタリングをかけられることに抵抗感を抱いてしまう。

有識者説明：スマートフォン使用開始年齢はどんどん低下しており、幼い子どもがぐずったとき等、おもちゃ代わりにスマートフォンを与えるケースも少なくない。

就学後も、専用端末を持たない子供には保護者のスマホ（いわゆる親スマートフォン）を貸すかたちで共用している家庭が多く、親スマートフォンの使用による子供のネットトラブルも多数発生している。

ほとんどの親スマートフォンはフィルタリングが未設定であり、大人用だから店頭での説明もない。それを使いながら成長した子供は、親スマートフォンと同様に使えるスマートフォンを持つことを楽しみにしているため、自分専用のスマートフォンを購入する際、いきなりフィルタリングをかける（安全のために一部使用制限がかかる）と言われても納得がいかない。

(例)お父さんのスマートフォンでやっていた大好きなゲームができない！

お母さんのスマートフォンで見ていたアイドルのＳＮＳが見られない！

こうしたケースでは、子供がフィルタリングにより「今までできていたことができなくなる」ことを受け入れるための説明が難しく、保護者がなし崩し的にフィルタリングを使わない選択に至る可能性もある。

親スマートフォンにもフィルタリングアプリを導入し、普段自分が使うときにはオフにする等、小さいころからフィルタリングの庇護下で使わせておくことが重要となる。

(親スマートフォンを使用する子供も“18歳未満”であることを意識する。)

2 検討会開催状況

会合	開催日	主な議題
第 41 回	令和元年 5 月 13 日 (月)	<p><u>議題 1</u> 「青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する基本的な計画（第4次）」の進捗状況（平成 30 年度）について</p> <p><u>議題 2-1</u> 平成 30 年度青少年のインターネット利用環境実態調査結果（概要）について</p> <p><u>議題 2-2</u> 検討用素材に関する検討</p> <p><u>議題 3</u> 青少年インターネット環境の整備等に関する検討会の当面の進め方について</p>
第 42 回	令和元年 9 月 27 日 (金)	<p><u>議題 1</u> 第 41 回検討会有識者意見について</p> <p><u>議題 2</u> フィルタリング利用率の低下要因について</p> <p><u>議題 3</u> 今後のマイルストンについて</p> <p><u>議題 4</u> 青少年インターネット環境整備法の施行状況の把握について (1) 趣旨説明 (2) 特掲条項についての事業者ヒアリング ① 電気通信事業者協会関係 説明、質疑 ② 全国携帯電話販売代理店協会関係 説明、質疑 (3) それ以外の事項についての事務局ヒアリング結果報告、質疑 (4) 総務省タスクフォースの検討状況に関する説明</p>
第 43 回	令和元年 12 月 5 日 (木)	<p><u>議題 1</u> 高校生 I C T conference 2019 最終報告会</p> <p><u>議題 2</u> 情報リテラシーの取組状況について（ヒアリング） (1) 文部科学省 説明、質疑 (2) 一般財団法人草の根サイバーセキュリティ運動全国連絡会（G r a f s e c ） 説明、質疑 (3) 独立行政法人情報処理推進機構（I P A） 説明、質疑</p> <p><u>議題 3</u> 青少年インターネット環境整備法の施行状況の把握について（第 21 条、第 22 条、第 23 条） 報告、質疑</p>

第 44 回	令和 2 年 2 月 4 日 (火)	<p><u>議題 1</u> 「小中学生 I C T 利用調査 2019」結果の紹介（株式会社 NTT ドコモ モバイル社会研究所） 説明、質疑</p> <p><u>議題 2</u> ヒアリングのまとめ (1) 特掲条項について 説明、質疑 (2) 情報リテラシーについて 説明、質疑</p> <p><u>議題 3</u> 提言報告書骨子案と進捗状況等 説明、総務省説明、意見交換</p> <p><u>議題 4</u> 関係事業者ヒアリング 説明、意見交換</p>
第 45 回	令和 2 年 4 月 21 日 (火)	<p>第 45 回は、メールによる持ち回り開催</p> <p><u>議題 1</u> 令和元年度青少年インターネット利用環境実態調査結果</p> <p><u>議題 2</u> 令和元年度第 4 次基本計画の各省庁フォローアップ</p> <p><u>議題 3</u> 改正法附則第 4 条に定める検討に基づく提言報告書案の審議</p>
第 46 回	令和 2 年 7 月 29 日 (水)	<p><u>議題 1</u> 令和元年度青少年インターネット利用環境実態調査結果について</p> <p><u>議題 2</u> 提言報告書案についての審議</p>
第 47 回	令和 2 年 10 月 7 日 (水)	<p><u>議題 1</u> 情報を送受信する青少年を守る取組について (1) 情報を「受信」する青少年を守る取組 説明、質疑 (2) 情報を「送信」する青少年を守る取組 説明、質疑</p> <p><u>議題 2</u> 第 5 次基本計画の骨子に関する検討について 説明、検討</p>
第 48 回	令和 2 年 12 月 10 日 (木)	<p><u>議題 1</u> 高校生 I C T Conference 2020 最終報告会 生徒発表、委員質問、高校生 I C T Conference 2021 のテーマについて（実行委員長説明、意見交換）</p> <p><u>議題 2</u> 検討会報告書骨子案について 説明、審議</p> <p><u>議題 3</u> 改正法附則第 4 条に基づく提言報告書案について</p>

3 報告書（案）に関する意見募集（パブリックコメント）の結果

報告書（案）に関する意見募集（パブリックコメント）の結果については、以下のとおりである。

【概要】

- 1 期間：令和2年10月23日（金）から11月1日（日）までの10日間
- 2 告知方法：内閣府ホームページ及び電子政府の総合窓口（e-gov）において公開
- 3 意見提出方法：電子メール、郵送又はファックス

【意見提出状況】

- 1 主体別：3者（いずれも個人）
- 2 意見数：16件（質問2件を除く。）

【内容別意見の概要】

- 1 意見（16件）
 - 青少年インターネット環境の整備等における構造においては、子供が「事件及び事故」に巻き込まれた場合、「保護者（親）」にも監督責任を約50パーセント負わせるべき。「社会側（国家側及び企業側）」で、全てを支える事には限界がある。
 - インターネット利用時間の長時間化による青少年への影響は、「今後、おそれが懸念される」という程度ではなく、「青少年の健全な成長に支障を及ぼし始めている」段階は既に過ぎており、「青少年の健全な成長に支障を及ぼしている」ものと考える。現状を踏まえた施策が必要。
 - 「インターネットやそれを利用したオンラインゲーム」を考える時に、ゲーム依存については、「取り巻く環境は変化を続けている」というような間接的な問題として言及するのではなく、直接的な問題としてとらえるべき。
 - 報告書（案）の文言の整理に係るもの（13か所）。
- 2 質問（2件）
 - パブリックコメントが10日間の理由は何か。
 - パブリックコメントの対象となっている報告書（案）の25ページの最下行から上に2行目「B社」は、同23ページの「B社」と同じ社か。

4 検討会委員名簿

座長 藤原 静雄 中央大学法科大学院教授

座長代理 木村 光江 東京都立大学大学院法学政治学研究科教授（令和2年4月6日から）

現任委員 五十嵐 俊子 町田市立町田第五小学校校長

上沼 紫野 弁護士・安心ネットづくり促進協議会幹事

尾上 浩一 (公社) 日本 P T A 全国協議会元会長

小城 英子 聖心女子大学現代教養学部准教授

佐川 英美 (一社) セーファーインターネット協会（令和2年4月6日から）
(吉田 獨 奨 令和2年4月6日まで)

執行 裕子 (一社) 電子情報技術産業協会理事（令和2年4月6日から）
(長尾 尚人 令和2年4月6日まで)

曾我部 真裕 京都大学大学院法学研究科教授

竹内 和雄 兵庫県立大学環境人間学部准教授

中川 一史 放送大学教授

牧田 和樹 (一社) 全国高等学校P T A連合会顧問

山本 一晴 (一社) 電気通信事業者協会専務理事

退任委員 藤川 大祐 千葉大学教育学部教授（座長代理 令和元年10月28日まで）
尾花 紀子 ネット教育アナリスト（令和2年4月6日まで）
清原 慶子 前三鷹市長・ルーテル学院大学客員教授（令和2年4月6日まで）
国分 明男 （一財）インターネット協会副理事長（令和2年4月6日まで）